

令和5年度 卒業論文

東南アジアにおける反汚職・腐敗の取り組み
—市民社会運動による反汚職の効果と成功の条件—



一橋大学 社会学部 社会学科

4120171z

ド クオック タイ

田中拓道ゼミナール

内容

序章 本研究の背景.....	3
第1節 東南アジア諸国における汚職・腐敗問題の現状.....	3
第2節 問題の所在.....	5
第3節 本論文の構成.....	7
第1章 汚職・腐敗問題と反汚職取り組みの動向と先行研究の整理.....	8
第1節 汚職・腐敗の定義とその原因について.....	8
第2節 反汚職取り組みの動向.....	9
第2章 研究の目的と分析枠組み.....	15
第1節 研究の目的.....	15
第2節 分析の枠組み.....	16
第3章 各国における反汚職の社会運動の事例分析.....	21
第1節 フィリピン.....	21
第2節 インドネシア.....	25
第3節 タイ.....	30
第4節 分析と考察.....	34
終章 全体のまとめ.....	37
第1節 各章のまとめ.....	37
第2節 研究の限界と今後の展望.....	37
参考文献.....	39

序章 本研究の背景

汚職・腐敗¹は一般的に「私的利用のための公権力の濫用（悪用）」や「職権や地位を濫用して、賄賂を取るなどの不正な行為をすること」（広辞苑（第七版））などと定義され、地域的普遍的に古くから存在している。その形態は、一般市民と下級・中級公務員との間でなされる賄賂という小規模汚職から、政府高官と財閥や犯罪組織との間で彼らの共謀を通じた公的資産の奪取やレントの獲得といった大規模汚職まで、多様である。

発展途上国において、開発を妨げる汚職の蔓延が深刻な問題として認識される今日では、様々な汚職対策が実施されるが、一部除いてほとんど期待通りに機能しておらず、その中心的な役割を担う汚職取締機関への厳しい評価も多い（Quah 2017; Williams and Doig 2007）。本稿は東南アジア諸国における汚職対策に焦点を当て、問題点をまとめたいうえで、汚職対策の市民社会の役割に着目する。その中でより詳細に分析するために、フィリピン、インドネシア、タイの三カ国の事例を取り上げ、それぞれの国における反汚職に関する社会運動の効果と結果をもたらす条件を分析することを試みる。

まず本章では、東南アジア諸国における汚職・腐敗問題の現状を概観してから、反汚職取り組みの必要性を示し、それらの取り組みの問題点を簡単に指摘する。

第1節 東南アジア諸国における汚職・腐敗問題の現状

1. 汚職・腐敗への認識の変化

汚職・腐敗現象は国家と公共性を前提とすることから、各国において汚職が問題として認識されるかは必ずしも自明ではない。この点について汚職と国家の正統性との関係性という観点から理解できる。近代の代議制民主主義諸国において汚職が問題であるのは、それが国家権力の正統性と深く繋がっているからである。その正統性の根源は自由で公正な選挙であり、それを通じて選出された政治エリートは私的利益のためではなく、公的利益の実現を果たすことを期待される。汚職は「私的利益のための公権力の濫用」として定義される以上、それが国家の正統性を著しく低減させるものとなる。一方、権威主義体制では国家権力の正統性は、選挙などの合法性はなく、伝統性または指導者のカリスマ性に依拠する部分が大きい²ことから、合法性と密接に関わる汚職現象が政治化されなく、むしろタブー視されることが多かった（Rothstein and Varraich 2017: 10）。

ただ1990年代以降、国際社会からグッド・ガバナンスの推進や援助もあり、汚職は国際的に解決すべき問題として認識されるようになってきている。途上国側からして、グローバル化に伴う国際社会経済環境の変化への適応や民主主義の深化、金融・経済危機の対処などのためにも、以前より本格的に汚職撲滅に取り組むインセンティブが高まった。また、新興民主主義国では市民による政府の汚職に対する不満の増大が汚職対策の原動力ともなっていた（小山田 2019: 119）。新興民主主義国だけでなく、権威主義国においても大規模な汚職取締が実施されている。例えば、中国では習近平政権が発足したあと、2012年12月から大規模な汚職取締を開始し、1年間で2万人以上の官僚が処罰された（小山田&外山 2022: 3）。ベトナムにおいても、2016年に共産党の Nguyen Phu Trong 書

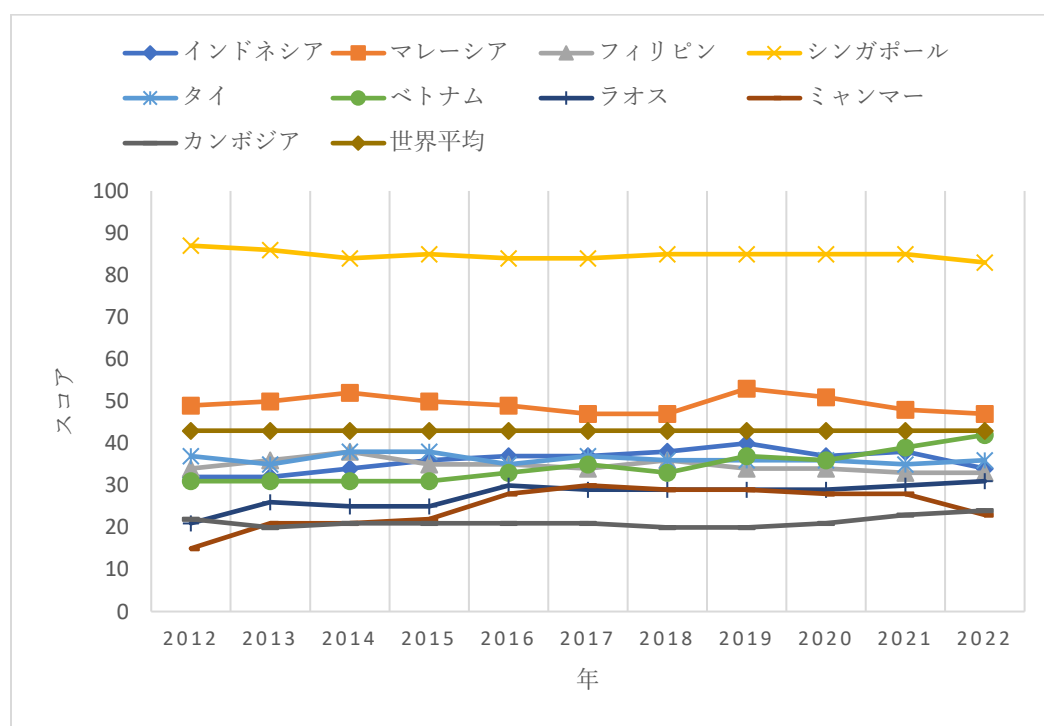
¹ 本稿では「汚職・腐敗」と「汚職」という表記は代替可能。

² マックス・ヴェーバー『職業としての政治』で挙げられる三つの支配の方法—伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配—の分類を参照。

記長は「Dot lo」³をスローガンとする大規模な反汚職キャンペーンを開始し、実際多くの政府高官の汚職が摘発されるようになってきている (Nguyen 2022)。これらの反汚職取り組みは、その動機が民主主義諸国のように自明ではないが、汚職が解決すべき重要な問題として認識されていることは明らかである。

2. 東南アジアにおける汚職の現状

上述のベトナムも含め、東南アジア各国において汚職取締が盛んであるものの、汚職自体は依然として蔓延している。図1は反汚職の国際NGOであるTransparency International (TI)が出した東南アジア9カ国⁴の直近10年間の汚職認識度指数 (Corruption Perception Index - CPI)⁵の推移を示すものである。シンガポール以外ほとんどの国々は世界平均の43ポイントより下回っており、汚職認識が高いといえる。もう一つ各国の汚職状況を確認できる指標として、世界ガバナンス指数 (Kaufmann and Kraay 2022) において、各国における汚職抑制度が測定されるが、こちらもCPIと同じ傾向がみられる。



(図1) 東南アジア諸国の汚職認識度指数 (CPI) (2012年～2022年)

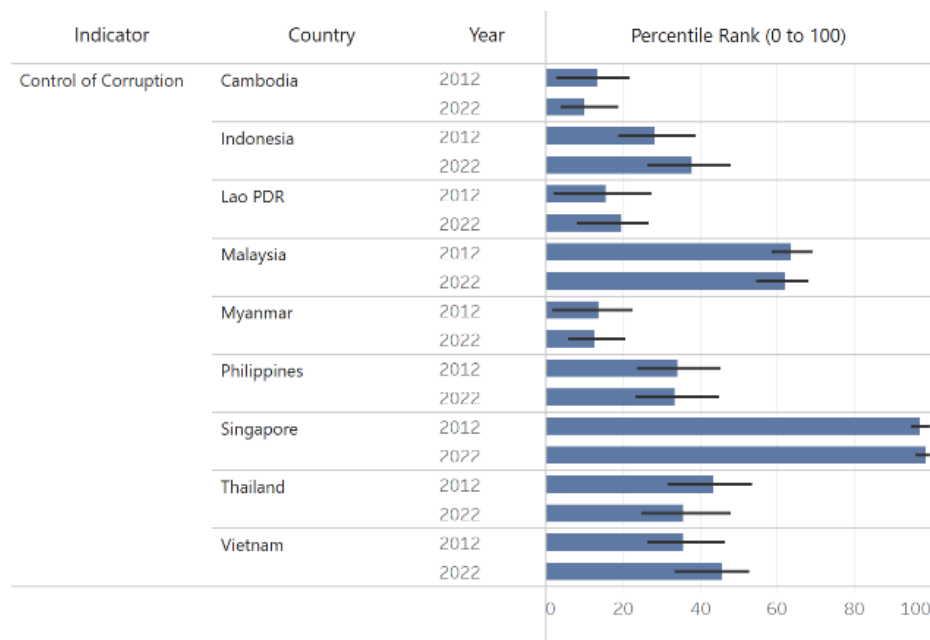
(注) スコアの数値が高いほど汚職認識が低い

(出典) Transparency International ホームページ資料より筆者作成

³ 日本語訳で「焼却炉に火をつける」という。

⁴ ブルネイはデータ不足のためここでは考慮しない。

⁵ 当該国の汚職レベルを測定する目安として最も利用され、各国の汚職レベルの現状を示す代表的な指標。



(図2) 東南アジア諸国の汚職抑制度 (2012年と2022年)

(出典) Worldwide Governance Indicators ホームページ

このように、シンガポールにおける汚職取締の成功は東南アジアの中では例外的だといえる。その主な理由として、汚職取締に対する政治的意志とリーダーシップや、汚職を取り締まるための強力な法的枠組みと汚職取締局の強い権限などを挙げることができる。それから、マレーシアにおける汚職認識度も相対的に低いのは、シンガポールから制度的な影響を受けたという側面が強い。だが、政治の不安定性や、政府高官の汚職問題が依然として目立つため、シンガポールほど成功していない。

第2節 問題の所在

以上のように東南アジア各国の汚職問題は深刻であると確認できる。本節では、まずそれらの汚職・腐敗問題がもたらしうる悪影響を示し、汚職撲滅の必要性を説いていく。それから今日の汚職対策について、国際社会と国内政府による取り組みとその限界を概観し、市民社会の反汚職活動がもたらしうる可能性に着目する。

1. 汚職・腐敗がもたらす悪影響

汚職・腐敗は一国の経済や社会などの様々な側面に多大なマイナス影響を及ぼしている。経済的側面に関して、汚職と経済成長との間の負の相関関係は多数の先行研究で実証されている。代表的な研究として Mauro (1995) が、汚職は民間投資と経済成長との負の相関があると論じたことが挙げられる。他にも Mo (2001) は、汚職が1%増加すると、当該国の経済成長率は0.72%減少し、汚職による経済への影響は政治の不安定によるものとしている。汚職を海外直接投資との関連で論じる研究も多数なされている。例えば、Wei (1997) は二国間の海外直接投資を比較し、多国籍企業に対する税率または政府の汚職度が増えると、その国に対する海外直接投資が減少し、また汚職認識度レベルが高い国では経済パフォーマンスが低いと立証した。また Okada and Samreth (2010) は、1995年から2008年にかけて132カ国の調査を通じて、海外直接投資は汚職のレベルの低い国のみ経済成長に寄与することを示している。このように汚職の蔓延は、民間投資や海外直接投資の削減、

官僚的制度運営の非効率性などをもたらし、これが経済成長に負の影響を及ぼすというメカニズムが確認できる。

汚職は多岐にわたる経済活動に悪影響を及ぼすと同時に、様々な社会問題をも誘発する。Rose-Ackerman と Palifka (2016: 28) は汚職が引き起こす影響には、経済成長の低下、投資の減少に加え、インフレーション、通貨価値の下落、税逃れ、不平等の拡大、信頼の喪失、教育水準の低下、劣悪なインフラ整備、高い犯罪率、人身取引、環境悪化、保健・安全リスクの増大などがある。その中で社会問題として、格差の拡大や低い教育水準、犯罪の蔓延、社会福祉の縮減が挙げられる。所得格差に関して、度々それが高所得者層の所得拡大を助長する効果を持ち、それによって社会全体の資本蓄積を促進し、最終的に社会福祉やインフラ整備に回す公的資金が増えるという好循環が実現できると論じられる。ところが、汚職がもたらす不平等は、レントの集中的な獲得を前提することから資本の蓄積を抑制し、社会福祉の増大や公的インフラの投資につながらず、不平等も固定化するのである。犯罪に関して、それが必ずしも汚職の帰結であるとは限らないものの、汚職行為は犯罪と関わることが多い。例えば本稿で検討するフィリピンのエストラダ大統領のケースで、彼は地方政治家と連携し、違法賭博の運営を保護することで一部の収益を受け取っていたとされる(川中 2001)。

このように汚職は、国家の経済成長と社会の秩序の安定を大きく妨害するため、各国は汚職撲滅に向けた制度構築に取り組む必要がある。特に今日の途上国にとって海外直接投資が経済成長を促す重要な要素となっているため、政府は投資環境を悪化させる汚職問題を改善することが求められる。そして、本稿が取り上げるフィリピン、インドネシア、タイのような新興民主主義国にとって、民主主義の深化のために社会秩序の安定と統治体制の正統性を確保する必要がある。汚職問題がこれらの要素を阻害するのは自明であろう。したがって、各国政府は汚職行為を取り締まるための法的枠組みの整備と効率的な制度構築を目指すことが不可欠であると考えられる。

2. 国際社会と国内政府による反汚職取り組みと市民社会参画がもたらす可能性

各地域の反汚職取り組みにおいて、国際社会の様々なアクターが果たす役割が大きいが、それによって途上国の汚職状況を改善できたとは言いがたい。国際社会は国際協定や制度の枠組み作り、汚職と闘うための国際規範の取り決めを行っていた。それに基づいて様々な国際ドナー機関が途上国政府に汚職削減の方法論と技術支援を提供し、また市民社会の意識向上を目的とした啓発活動を行ってきた(小山田 2019: 119)。ところが、これらの取り組みが汚職削減に効果的であるといえない。国際機関や国際ドナーによる支援は途上国の政治的文脈に整合しないことや、また先進国が主導する国際社会側の汚職取り組みに対する意識が途上国側のそれと乖離するという課題に直面しており、実施状況が停滞したり、また十分な成果が得られなかったりしている。

各途上国の政府は国際社会の援助を受けつつ、積極的に汚職取締のための新制度構築に取り組んでいるが、一部を除いてほとんどの国においてその効果は限定的である。それは、途上国における反汚職取り組みの成果は、その権力主体の反汚職に対するコミットメントに強く依拠する側面があるからである。これら権力主体は多くの場合、従来の政治構造の影響でクライエントリズム的な政治動員を継続しており、これが汚職の温床となっている。そのため、反汚職取り組みは自身の政治生命に悪影響を及ぼしかねず、それに対するコミットメントが必ずしも強くないのである。

反汚職取り組みにおいて、国際社会による援助と各国政府の制度設計に加え、市民社会による反汚職活動の影響力も大いに評価されている。それは草の根レベルからの反汚職の主張は、政府にとってその正統性が弱められる可能性があることから圧力となり、より真剣な汚職取り組みの着手を動

機づけるものである。本稿は、様々な市民社会による反汚職取り組みの中でも、より制度変革に対する影響力が大きい社会運動に着目し、比較分析を通じてその効果と成功に寄与する要因を考察していく。

第3節 本論文の構成

本論文は、市民社会の反汚職活動による各国の反汚職取り組みに対する効果を検証するものであるが、分析対象を東南アジアの三カ国—フィリピン、インドネシア、タイ—に絞り、比較分析を通じて、具体的に二つのことを明らかにしたい。まず一点目は、汚職問題をきっかけとした市民社会運動が、当該国の反汚職取り組みの状況にどのような効果をもたらすのか、である。そして二つ目は、そういった市民社会運動を取り巻く条件の中で、どのような条件が当該国の汚職状況の改善に貢献するのか、という点である。分析で主に用いる理論は社会運動の資源動員論と政治機会構造論とし、これらの理論に基づいて事例比較分析を行い、得られる結果を考察するという流れで進める。

このような目的を踏まえ、本論文を三つの章に分ける。第1章では、これまでの反汚職取り組みの動向の動向をまとめ、そして反汚職に関する先行研究を整理する。第2章では、本論文分のリサーチクエスションと分析枠組みを提示する。分析枠組みの設計で社会運動に関する理論を整理し、仮説を形成する。第3章では、分析枠組みを基にフィリピン、インドネシア、タイの三カ国における市民社会運動の事例の構成要素を整理し、その最後に分析の結果をまとめ、結果の考察を行う。以上の章を踏まえ、終章では研究結果をまとめ、設定した理論の反省を行い、本研究の限界を提示する。最後に現在東南アジア各国における市民社会の反汚職取り組みを概観しつつ、今後の反汚職の社会運動が起こる可能性とその効果を展望する。

第1章 汚職・腐敗問題と反汚職取り組みの動向と先行研究の整理

本章では、まず汚職・腐敗の定義と原因を確認し、それから途上国のこれまでの反汚職取り組みの動向と反汚職に関する先行研究を整理する。汚職・腐敗の定義に関して、その曖昧さから統一された定義がなされておらず、研究の着眼点によって異なる。本稿は汚職に対する市民社会の反応に焦点を当てることから、汚職を「世論」の観点から定義する。途上国のこれまでの反汚職取り組みについて大きく分けて国際社会、各国政府、市民社会の三つのアクターが担ってきた。本章はそれらの取り組みの動向を整理しつつ、先行研究と合わせてそれらの特徴を検討していく。

第1節 汚職・腐敗の定義とその原因について

1. 汚職・腐敗の定義

汚職・腐敗は冒頭にも述べたように、一般的に「私的利益のための公権力の濫用」や「職権や地位を濫用して、賄賂を取るなどの不正な行為をすること」と定義される。ただし、実際ある行為が汚職だと規定する基準が極めて曖昧である。それは、汚職という概念が時代と各国の背景によって解釈が異なるからである。とりわけ、途上国においては、その急速な社会や秩序の変化、また植民地支配の社会制度的な遺産が要因として、汚職行為に対する社会通念や倫理観は地域によって異なっている（小山田 2019）。例えば Nguyen（2022）は、ベトナムにおける汚職は昔から存在している贈答文化と深く関わっているとし、市民の間で汚職行為に対する認識が一致しないとしている。他には、贈り物の大きさやギフトと賄賂の違い、汚職と特権の区別、「潤滑油としてのお金」などに対する認識が、ある行為が汚職かどうかを規定するとされる。

ただ本稿で扱われる事例は、Scott（1972）が提示した3つの汚職の判断基準である「公益」、「世論」、「法的基準」で、汚職を定義することができる。すなわち、汚職行為は国家の公益を侵害し、世論に反発され、そして違法または汚職に関する法的規定に当てはまるものである。フィリピンのエストラダ元大統領の献金受領や違法賭博の収益の受け取り、タバコ交付税の着服、そしてタイのタクシン元首相の株売却益に対する税金の未払いや国益に関係する通信関係の事業の売却などが、「公益」と「世論」の基準から明らかに汚職とされることは言うまでもない。「法的基準」に関して国によって汚職に対する規定が異なったり、または明確に定められなかったりするため、本稿では事例ごとの汚職の法的規定も確認する。

加えて、主に政治家や政府と関係する汚職問題と市民社会の反応に着目することから、本稿で取り上げる汚職は「小規模汚職」から区別され「大規模汚職」に属する⁶。小規模汚職は、中級かつ下級公務員と利害関係を持つ市民や財界人による比較的少額の賄賂のやり取りのことを指す。例えば、交通違反の見逃しやライセンスの不正発給、許認可の手続きの短縮、入札の便宜の提供などが挙げられる。この種の汚職は一般市民側が生活に必要なサービスを享受するために止むを得ず賄賂を渡すことが多く、日常生活にある程度浸透しているため、反発が起こりにくい。一方、大規模汚職は政治エリートや政府高官と政商、財閥などによる深刻な公益の侵害に関する行為を指す。国家資産の私物化や特定業界のための国有財産の払い下げ、金融機関の救済などが代表的な例といえる。この種の汚職は、日常生活と関わる小規模汚職と異なり、スキャンダル化され注目されやすく、市

⁶ 「小規模汚職」と「大規模汚職」の区別は大内（2004）による汚職の分類―「行政的腐敗」「小規模政治腐敗」「構造的腐敗」「国際的腐敗」―から参照し、本稿の目的に沿って集約。

民による反発を引き起こしやすいと考えられる。本稿で言及する汚職とその事例はこの「大規模汚職」に当たる。

2. 途上国における汚職・腐敗の原因

汚職・腐敗の原因について先行研究から多く指摘されている。それらは大きく分けて経済・制度的要因と文化・社会的要因がある。経済・制度的な要因について公務員の低賃金や公務員の大きな裁量権、集権的な政府、懲罰制度の不備、司法制度の非効率、許認可など行政手続きの煩雑などが挙げられる。文化・社会的要因には貧困や旧植民地のなごり、道徳・倫理教育の欠落、反汚職に取り組む政治リーダーの不在、反汚職活動への期待のなさ、市民社会やメディアの活動制限や未成長、贈賄行為の社会的慣行化などがある。汚職は、これら複数の要因の絡み合いがもたらす環境下で動機づけられるとされる（小山田 2019: 29）。

これらの要因の背景に関して、盛田（2020）は体制転換諸国⁷特有の諸々の不足現象によってもたらされると指摘する。体制転換諸国において市場経済の発展水準は依然として低く、また市場経済の原理が行政機関に完全に浸透していないため、専門技術者の不足や役所における人手不足と低賃金といった現象が発生する。これが、市場における供給側の需要側に対する優位という関係を確立させ、需要側である一般の人々や企業は公的サービスを利用する際迅速な対応を受けるために裏金の支払いが促されるのである。このような行動様式が社会全体に浸透すれば、市民の汚職に対する批判も抑制され、反汚職活動への期待も弱まる。

経済社会的な背景に加えて、途上国の歴史的文化的な背景という観点からも汚職行為の構造を理解できる。木村（2018）は途上国の基本構造を新家産制と説き、法治や選挙、政党政治の上に人治があると述べる。このような体制における官僚は、効率的な公共サービスの提供や社会問題の解決といった能力よりも、政府への忠誠を支える民族、氏族、血縁への帰属意識が求められる。このように有力者が従属者に対して恩恵を配分し、彼らに支持や協力を求めるという関係はパトロン・クライアント関係と呼ばれ、その構造化されたものがクライエントリズムと呼ばれる（ibid. 2018）。途上国におけるクライエントリズムの深化は民主化後もそれが継承され、汚職の温床となる。

第2節 反汚職取り組みの動向

序章で述べたように、これまで各国の反汚職対策の担い手として、国際社会と各国の国内政府、市民社会と大別することができる。実際の反汚職取り組みは、これらの担い手が単独で行うわけではなく、多くの場合、政府が中心的な役割を持ち、国際社会は国際協定や制度の構築、反汚職関連の研究支援や技術・資金援助を通じてこれを支える。また、市民社会は個人、地域コミュニティ、メディア、NGOなどから構成され、啓発活動や調査報道を行い、政府に対する「下からの圧力」を行使する役割を担う。本節では、それぞれの担い手による反汚職取り組みの特徴と動向、そして限界を述べることを目的とする。整理する際に、主に参照するものとして、包括的かつ網羅的にまとめる小山田（2019）と小山田・外山（2022）と挙げる。

1. 国際社会による反汚職取り組み

国際社会による反汚職取り組みの大まかな流れとして、小山田（2013）は5つの時期に分けている。まず1980年代半ばから1990年代半ばにかけて、国際社会全体でタブー視されていた汚職対策

⁷体制転換は政治的な側面限らず、経済やイデオロギー的な側面も含まれる。途上国のほとんどがこれらを経験しているため、ここでは体制転換諸国と途上国とを同一視する。

という認識から脱却し、汚職に関するアドボカシー活動や変革が訴えられていた。次に1990年代半ばから2000年代にかけて国際機関や汚職NPOが中心として汚職研究、汚職に関する指標の測定方法やアセスメントツールの開発、国際協定を通じた汚職防止規範の策定と採択、途上国政府による反汚職政策と行動計画の策定と実施などが行われた。2003年以降になると、それらの汚職防止の規範に基づいて世界規模で反汚職の共同活動が実施されたり、国際協定の履行とフォローアップ活動が行われたりされていた。2010年以降は、ポスト紛争国や脆弱国家の平和構築を目指した汚職対策や、マネーロンダリングなどの経済分野での対策が実施されるようになった。そして今日では、主に過去の反汚職活動の効率性の評価や反省、またSDGsの推進に向けた新たな取り組みに踏み入れる段階に入っている。以下は詳しくそれぞれの時期の取り組みを見ていく。

元々国際社会からの汚職対策がタブー視されていたが、様々な環境の変化によってその認識からの脱却が必要とされるようになった。それは途上国の「民主化の波」とグローバル化がもたらす国際社会経済環境の変化だといえる。前者について、外部からの反汚職支援が、権威主義体制においてはある種の内政干渉とされタブー視されていたのが、民主化に伴って市民社会の意識変化や透明性と説明責任に基づく制度構築の時代では受け入れられるようになっていく。後者に関して、各国はグローバル経済に参入するには、通関の犯罪防止や投資環境を改善するために汚職撲滅に取り組むのが不可欠な条件である。また1997年のアジア金融危機にみられる金融破綻は、汚職が深く関連していたと認識されるようになったことも一つの背景として挙げることができる（小山田著、木村編2018）。このようにして、汚職対策は政府のガバナンス構築の一環である政府の組織面や制度面の向上を意識したうえで実施されるようになっていった。

1990年代半ばから国際社会において反汚職取り組みが本格的に実施されるようになった。この時期、グッド・ガバナンスを推進する一連の動向が確立された。それはトランスペアレンシー・インターナショナル（TI）の設立をはじめ、海外経済協力機構（OECD）による「国際商取引における外国公務員に対する贈賄防止に関する条約」や国連による「国連腐敗防止条約」（UNCAC）など汚職防止を規定する条約や協定が制定された。これらが国際的な行動枠組みの構築に貢献し、国際社会の汚職対策を前進させるとともに、先進国と途上国の間で新たに汚職対策に向けた協力関係が形成するようになった。また国際協定の下で各援助機関は積極的に独自の反汚職政策を設けたり、目的によって異なった汚職防止の分析や評価方法を開発したりしていった。

援助機関は国際機関から二国間援助機関まで様々な存在するが、ここでは代表的かつ東南アジア各国にも支援する国際ドナー機関として世界銀行グループと国際連合による取り組みを紹介する。まず、世界銀行（世銀）は1996年に汚職との闘いを宣言する最初の国際機関となった。主な取り組みとして世銀融資事業の汚職防止や、非援助国の反汚職の促進と支援が挙げられる（World Bank 1997）。その主な援助政策として公共セクターの管理や民間部門の競争の促進、市民社会の参加の呼びかけ、制度改善の支援など多面にわたって打ち出される（World Bank, 2000）。これらの点から見て取れるように、世銀による援助のアプローチは直接的な反汚職対策ではなく、経済成長の基盤を支える公共セクターの管理や制度改革などガバナンス改善を目指すのである。

国際連合による反汚職取り組みの支援は主に国連開発計画（UNDP）と国連薬物・犯罪防止事務所（UNODC）によって担われる。その始まりは1990年半ばからUNDPを中心に貧困削減や民主的ガバナンスの推進といった目標の一環として汚職との闘いを推進し、それから2005年のUNCAC発効後にそのフォロー活動を担う主体としてUNODCが加わり、それぞれ今日まで活動してきている。2016年時点で65カ国における反汚職取り組みを支援し、124カ国で政府機関に汚職促進要因の克服の努力を支援している（UNDP, 2016）。その反汚職取り組み支援は、被援助国の反汚職政策や汚職取締機関の

技術支援、市民社会活動支援などの直接的援助から、政府内の説明責任と透明性の向上のための支援という間接的援助まで広範にわたって実施され、間接的援助がより多くの割合を占める。このように国連による取り組みは世銀と異なり、組織内の事業に関する汚職対策ではなく、途上国の汚職抑制のより直接的な援助に関与するものになっているのである。

以上のように、国際社会による反汚職取り組みへの貢献は非常に大きいと言える。ただこれらをめぐって様々な限界と課題が挙げられる。一つ目は内政干渉または政治的問題の懸念である。例えば、世銀などの一部の援助機関では、被援助国に対する反汚職支援は規則違反とされる。これに対して世銀は貧困削減という最大目的と、貧困削減の一環としてのガバナンスの向上を支援すると掲げ、これらの問題を乗り越える。また、世銀による支援はあくまで融資事業における汚職を防止することを意識される側面が強く、直接政治と関与しないのである。

ところが、今度問題として挙げられるのは、有効な反汚職取り組みの支援を行うためには、当該国の非公式な政治文脈や権力構造を理解することが重要だとされる。Disch et al. (2009) は、国際機関やドナー機関などの国際組織による反汚職はある程度貢献しているものの、現地の政治的インセンティブを十分に理解できず、汚職状況を左右する重要な要素が見逃されると論じる。そのため、反汚職取り組みは個別の事情が考慮されず汎用的なアプローチで行われたり、間接的な支援が多くなったりするのである。これらの取り組みは被援助国の実施能力や価値観と乖離し、度々混乱を招くこともある。

一方、UNDP は他の援助機関と異なり、反汚職支援における政治介入に関する明確な規定が設けられないため、より途上国の政治と関わりつつ反汚職取り組みを行うことができる。この点でUNDP による支援は途上国の政治的文脈や事情を考慮したものであるため、上述の課題を克服できる。ところが、その支援は経済開発という範疇から逸脱し、民主的な価値基準を導入したうえで進められるという「開発の政治化」現象が指摘される（大平 2008）。これによって被援助国政府側も汚職抑制をガバナンスの強化ではなく政治目的などの異なったインセンティブを活用しかねないと懸念される。また、UNDP は開発援助のための反汚職取り組みという側面においても十分に行われず、援助政策の評価分析が不十分のまま進められてきている（小山田 2022；UNDP 2016）。

2. 国内政府による反汚職取り組み

各国の政府機関が、反汚職取り組みを担う一番重要な主体であるのは自明である。各国政府はUNCAC など国際条約の加盟を通じて、国際ドナーや援助機関から反汚職政策や制度的法的枠組みの構築の支援を受けつつ、独自の法制定やそれに基づく汚職取締機関の設立に取り組んでいる。このように、各国において汚職取締機関が汚職対策や汚職事件の摘発などを実施する主体となり、裁判所などといった司法機関がそれらの摘発を処理する役割を持つというようになっている。また、政府による反汚職取り組みは汚職の摘発に留まらず、汚職抑制のための制度設計も重要視される。例えば、規制緩和や情報公開、公務員の賃上げと裁量権縮小、内部告発の奨励と告発者の保護、政府事業のモニタリング、e-ガバメントの推進などによって汚職の機会が抑制されると考えられる（小山田・外山 2022：12）。

途上国における反汚職取り組みは、その多くが 1990 年代以降の国際社会によるグッド・ガバナンス推進の潮流とともに本格的に実施されるようになってきているものの、その以前に存在しなかったわけではない。東南アジアにおいても、その政治体制を問わず汚職取締機関が設置された。例えば、インドネシアではスカルノとスハルト両政権において複数の汚職取締機関が相次いで設置されたり、フィリピンでも 1950 年代から解体と新設のサイクルが繰り返されたりしていた。ただこれらはうま

く機能しておらず悪化する一途を辿っていた。個人独裁の政権の文脈でいうと、汚職取締は政権の正統性の誇示や反対派の排除などといった効果があるが、政権側の縁故主義が抑制されるわけではなく、また公務員も規制をかいぐって贈収賄を続けていたとされる（木場著 2022 : 244）。

汚職取締機関に関して補足が必要な点として、汚職取締機関の設置と民主主義または民主化と間には必ずしも結びついているわけではないことが挙げられる。小山田&外山（2022 : 26）は東南アジアにおける汚職取締機関の設置契機について、①植民地政府の指示、②1990年代の民主化や政治改革運動によるもの、③UNCACによる推奨、と3つに分類する。このうち、民主化と関連するのは②のみであり、タイやインドネシアのケースが当てはまる。一方、①にはその汚職取締機関が高く評価される一党優位体制のシンガポールがあり、そして③にはベトナムやラオスなどの権威主義体制がある。これらのことから主に2点読み取ることができる。まず、民主主義と汚職取締の間には明確な関係性が見られないことである。タイやインドネシアのようにある種民主主義の質の向上を図るために汚職取締に着手する場合もあれば、民主主義的価値が意識される国際機関によって推進されたとはいえ、民主化を当てにせず汚職取締機関を設置するベトナムやラオスのような権威主義体制もある。二点目として、民主主義と汚職取締の効果の間にも密接な関係があるというわけではないことが挙げられる。権威主義的な側面が強い一党支配体制のシンガポールでもその汚職取締が高く評価される場合もあり、また民主化を果たした国の中でも、インドネシアの汚職撲滅委員会（KPK）のように汚職取締が上手く機能する組織もあれば、タイの国家汚職防止取締委員会（NACC）やフィリピンのオンブズマン事務所で見られるように、あまり機能しないケースもある。

このように1990年代以降、国際社会が推進する反汚職取り組みの影響を受け、多くの国で新たな法的枠組みの創設と制度構築が進められた。しかし、これらの汚職取締りの効果は限定的であり、様々な課題と限界に直面している。小山田&外山（2022）によると、途上国や東南アジア諸国における汚職取締りの効果は、その国の権力者のコミットメントに大きく依存している。特に、権威主義体制の国々ではこの傾向が顕著である。例えば、シンガポールでは経済発展のためにガバナンスを強化する政治指導者が汚職取締りに強くコミットし、効率的な制度が形成された。一方、カンボジアやタイのような軍事政権では、権力者のコミットメントが弱く、汚職取締り機関が反対勢力の排除に利用されることもある。民主主義体制の国々では、強力な汚職取締り機関が権力闘争に巻き込まれる傾向がある。例としてインドネシアのKPKは、政治家や高官の汚職を摘発することで、関連する政党や警察・検察との対立を深め、世論の支持を得て権限を守ったが、最終的には大統領の汚職取締りに対するコミットメントが低く、KPKの権限を制限する法案が可決された。このように、汚職取締りの成否は権力者のコミットメントに依存するが、多くの新興民主主義国では、反汚職に真剣にコミットする政治指導者が少ない。その理由としては、権威主義体制で定着したクライエントリズムが民主化後も続いており、政治家の主要な支持基盤となっているためである。汚職取締り機関の強化は政権の正統性を高める一方、それによって自身の汚職が摘発されるリスクに直面することになる。

以上のように、政府は反汚職取り組みを担う最も重要な主体でありつつも、必ずしもその役割を果たせるとは限らず、様々な構造的な問題に直面している。この問題の克服に貢献できるアクターとして市民社会を挙げることができる。市民社会による働きかけは政府にとって圧力となり、政府に汚職取締の着手を動機づける重要な要素であると考えられる。次節に詳しく市民社会の反汚職における役割について検討していく。

3. 市民社会による反汚職取り組み

市民社会による反汚職取り組みとは、市民社会の様々なアクターによる反汚職の推進を目的とした活動である。それらのアクターは世論を形成する一般市民や各種のメディア、市民社会組織、非政府組織（NGO）などが挙げられる。反汚職の社会運動は、これらの市民社会アクターによる集合行為であり、反汚職を目的とするものである。

各国の汚職状況の抑制にあたって市民社会の役割を評価する指摘が多数なされている。例えば、「腐敗の防止に関する国際連合条約」（UNCAC）は締約国に対して、市民社会が反汚職活動の参加を促進するために適当な措置を施すように要請している（第二章第十三条）。また、国連や世銀は、汚職取締機関は世論を動員することによってのみ、よりシステムティックな変化を起こすための条件を生み出すことができるとしている（外山・小山田 2022：42）。反汚職戦略に関する先行研究でも、市民社会アクターの反汚職活動は汚職抑制につながると指摘するものが多い（例えば Johnson 2005；Mungiu-Pippidi 2013）。反汚職に関する草の根レベルからの働きかけは、政治体制問わず政府にとって圧力であり、反汚職取り組みの制度の改善に寄与するのである。

反汚職取り組みにおける市民社会の活動は多岐にわたり行われるが、常に機能するわけではない。小山田（2019：141）はその主な活動内容として、汚職問題に対する意識を高めるアドボカシー活動や、反汚職の政策提言を政府に訴えかけるロビー活動、調査研究、報道活動、反汚職教育などがあるとまとめる。ただ市民社会のこれらの役割が機能するためには、政治的競争、報道の自由、政府の透明性といった環境的条件が不可欠だという指摘がなされる（Grimes 2013）。また、市民社会の各アクター単独だけではその影響力が限られる。それは資金不足や情報と専門知識不足などといった問題に直面することがある。そのため、市民社会は国際社会からの技術的援助を受けつつ、アクター間の反汚職ネットワークの拡大を図る必要があるのである。このように、市民社会による反汚職活動は反汚職取り組みにおいて重要な位置づけを占めるものの、その同時に様々な課題に直面することが多く、その政治的環境や資源、専門家組織の有無によって成果が異なるのである。

こういった点を考慮したうえで、本稿は市民社会による反汚職取り組みを重視する観点を採りつつも、その中でも反汚職を目的とする社会運動に着目し、その効果はいかなるものなのか、またどういった条件によって成功を果たすのかを分析することを試みる。反汚職の社会運動を取り上げる理由として、まず市民社会運動は大規模に動員される点で、制度変革に対する影響力が大きく、それを通じて反汚職の社会正義が形成されうると考える。後に詳しく述べていくが、市民社会による反汚職取り組みと社会運動は共通して、制度外から政治に対して働きかけ、よりよい民主主義的価値の実現を求めるという点で、その効果に期待できる。二つ目の理由として、市民社会が行う諸々の反汚職活動の成果を測定することが困難である。一方、社会運動という可視的な集合行為は、政治に対する影響力が大きく、その発生後に政策変更が行われることが多い点で成果を評価しやすく、より具体的な分析ができるのである。次節は、市民社会の反汚職取り組みと市民社会運動との関係を検討する。

4. 反汚職と社会運動との関係

本節では、社会運動と反汚職との間の関係と、反汚職の社会運動を取り上げる先行研究を少し整理したい。Della Porta（2018）は、社会運動と反汚職という二つの研究分野の間に、その理論的観点や対象の性質が異なるものの、一定の共通点があると指摘する。相違点として、まず研究対象の面で社会運動研究はメゾレベルで可視的なデモや抗議運動などを対象とする一方で、反汚職研究はマクロまたはミクロレベルで、資本家と政治家の隠れた汚職関係を対象とする。理論的な面からすると、社会運動研究はその政治過程や象徴的側面、資源動員などに着目する一方、反汚職研究はゲーム理論の観点から汚職取引と関わるアクターの合理的選択を分析するのである。また社会運動は

一部の例外を除いて、政治を活性化するものとして考えられ、利他的な動機に基づきかつ価値普遍的であるという枠組みで分析される。他方、汚職は利己的行為とされ、民主主義的価値を否定するものとして扱われるのである。ただ、二つの事象は共通して政策に対する非制度的な働きかけを目指すものであり、その研究アプローチも学際的で、政治の規範的側面に着目するのである。

本稿は、国際社会や政治エリート主導のトップダウン型の反汚職取り組みではなく、市民社会レベルに焦点を当てることで、上述の相違点を克服し、反汚職取り組みとしての社会運動を論じることができるといえよう。反汚職の社会運動は、その唯一の目的は汚職撲滅ではない場合が多いものの、多かれ少なかれ反汚職の価値が意識されることは確かである。この反汚職の価値は、上述指摘されたように、社会運動が追求する価値と似通っている部分が多くみられる。その中でも一番重要なのは、両者とも政治の説明責任と透明性の追求することである。政府の汚職またはその取り組みに対する抗議は、政治家の職権の乱用などといった政治の無責任と政府の不透明性に対する批判という特徴を持つ。そして社会運動は、民主主義的政治過程の機能不全や政治の説明責任の追及、少数派の権利や価値を主張することなどのために行われる。このように両者ともにある種民主主義的価値を推進し、よりよい政府のガバナンスを求めるのである。

これまでのところ、市民社会による反汚職取り組みを社会運動研究と結びつける研究は限られているが、いくつか重要なものが存在する。特に注目すべきは、Della Porta (2018)による社会運動研究と反汚職研究の理論の関連性の論じ方である。彼は汚職に対する社会運動の発生と成果を理解するための理論枠組み、特に運動の動員構造とフレーミングに焦点を当てている。動員構造の観点から見ると、反汚職組織は、例えば社会的不平等などの伝統的価値を掲げる社会運動に組み込まれることが多い。フレーミングについては、汚職は「1%の裕福のための99%の苦難」とされ、不道徳で貪欲な政治家や実業家のイメージと結びつけられることが指摘される。また、制度的腐敗に立ち向かう一般民衆のアイデンティティの形成も見られる。

Pirro (2018) は、ブルガリアとハンガリーの事例を分析し、ブルガリアでは活動家が1994年と2013年に大規模な反汚職運動を起こしたのに対し、ハンガリーでは反汚職活動は小規模にとどまったと述べている。これらの国々では、社会運動が既成政治の批判と結びついているが、制度レベルの改善という成果は達成できていない。また、Bauhr and Grimes (2014)は、政府の透明性がアカウンタビリティの前提条件であり、汚職削減の必須条件である一方で、政府の不正を露呈し、制度への信頼を低下させることで市民の政治参加の動機を減少させる可能性があるとして論じている。特に、汚職が深刻な国では、透明性は汚職への不満を増大させるよりも政治家の辞職を引き起こす傾向にある。これらの議論については、後ほど詳しく言及する。

このように先行研究でも各国の反汚職の社会運動が取り上げられ、その特徴や課題について論じられる。その多くは、反汚職の社会運動に対してそれが市民全体の意識を高めつつも、制度的な改善にまでつなげることは難しいと厳しい評価が暗に示される。本稿はこれらの議論を考慮しつつも、反汚職の社会運動がもたらしうる効果を検討していく。具体的に、反汚職の社会運動の特徴について、動員構造や運動を取り巻く政治機会といった既存の理論枠組みから新たな観点も加えて論じることを試みる。また先行研究であまり取り上げられなかった東南アジアの三カ国であるフィリピン、インドネシア、タイに注目し、比較分析を通じて汚職状況の改善のために社会運動のどの特徴が左右しうるのかを分析していきたい。詳しくは次章で提示する。

第2章 研究の目的と分析枠組み

本章は、研究の目的あるいはリサーチクエスチョンを提示し、それを分析するための理論枠組みと理論仮説を設定することを目的とする。本稿が対象とするのは東南アジアだが、その中にフィリピン、インドネシア、タイの3カ国の事例を取り上げ、比較分析を行う。そこで第1節では、これらの3カ国を選定した理由、またその比較可能性について論じる。次に、3カ国のどの事例を取り上げるのかについて簡単に述べる。第2節で本稿が用いる理論枠組みである社会運動の理論を提示するが、まず社会運動論と反汚職とを結びつけることの意義について述べる。さらに社会運動のこれまで理論の展開を整理し、分析するための理論を精緻化する。最後にそれらの理論の整理から本稿の説明変数と従属変数を導出し、事例に当てはめて分析していく。

第1節 研究の目的

1. 本研究の目的

本論文の目的は、①東南アジアにおける反汚職の市民社会運動はどのように行われ、また②その効果はいかなるものなのかを検討し、③そして社会運動を取り巻くどのような条件が汚職状況の改善に寄与しうるのかについて分析することである。東南アジア諸国の中でフィリピン、インドネシア、タイの3カ国の事例を取り上げ、それらの事例の比較分析を通じて問いの答えを探るという形となる。具体的にまず①について、3カ国における反汚職を契機に発生した市民社会運動の事例を記述し、それらの社会運動はどのような経緯で生じ、そしてどのような形態や特徴を持つのかを整理する。②について、各社会運動の事例の発生後に汚職の状況や反汚職取り組みに関する制度が改善されたかどうかを検討する。③について強力な汚職取締機関の擁護に成功したインドネシアの事例が、汚職状況の改善に失敗したフィリピンとタイの事例とどのように異なるのかを検討し、比較分析を行うことを通じて成功に貢献する条件あるいは要因を探る。これら3つの問いを答えるために社会運動の理論に基づいて文献データを収集し分析する。

3カ国における反汚職の社会運動の事例はフィリピン、インドネシア、タイの順でそれぞれ2001年の反エストラダ運動、汚職撲滅委員会（KPK）を擁護する運動、2005年の反タクシンデモとする。それぞれの事例について少し概観すると、まず反エストラダ運動、または「エドサII」は当時のエストラダ大統領による一連の汚職事件を受けて、首都圏で起こった大統領辞任要求運動である。インドネシアのKPKの擁護運動は、警察や検察とKPKで政治的利害関係をめぐって衝突が起こった際に、KPKの権限を守るために様々な市民社会アクターによって引き起こされたものである。これが2009年、2012年、2015年の3回において発生しKPKの権限と独立性が守られたものの、2019年の法改正によってその権限が抑制され、事態が一旦収束した。最後にタイの反タクシンデモは、主にタクシンの汚職疑惑と、タイ南部での麻薬討伐における人権侵害といった二つのスキャンダルを契機に起こったものとなる。

2. 研究対象選定について

東南アジアの国でフィリピン、インドネシア、タイの3カ国における反汚職の社会運動が比較可能なのは次の3つの理由があるからと考えられる。一つ目に、3カ国とも権威主義体制を経験した新興民主主義国である。権威主義体制での経験は民主化後も多少継承されるものがあり、とりわけ中央集権的な政府やクライエンテリズムといった要素が各国の汚職の温床となり、また汚職問題を構造化する。フィリピンとインドネシアの場合、マルコス政権とスハルト政権は個人支配体制の性格を持ち、独裁者は体制存続を図るために、軍など側近の官僚組織の人事に自身と身近な親族を登

用したり、その取り巻きに経済的な利権を与え懐柔したりする側面を持っていた。タイの場合、1932年の立憲革命以降、軍政と民政が繰り返し交代されるが、安定的な政党政治は確立されず、政党は選挙において短期的にクライエンテリズムに基づいた政治動員を行っていた。また政党自体も長く持続せず、むしろその下位集団である派閥の役割のほうが重要であり、それらの派閥が流動的に合従連衡を形成したり、その都度物質的な利益分配を行ったりしていた。これらの政治文化は民主化後⁸も継承されている。

二つ目は社会運動による異議申し立ての経験という点である。この点が重要なのは、過去の社会運動の経験が、市民社会に運動を通じた公的異議申し立ての有効性感覚を与えること、また既成の運動形態がその後の社会運動に参照されることがあるからである。社会運動の経験に関して代表的なものとして、フィリピンは1986年のエドサ革命、インドネシアは1998年のレフォルマシと呼ばれる民主化運動、タイは1973年の学生を中心とした民主化運動などを挙げることができる。その中、過去の運動形態が参照されるパターンとして、本稿が取り上げるフィリピンのエドサⅡがネットワークの形成など多くの特徴においてエドサ革命と共通すると挙げられる。いずれにせよ、ポイントとなるのは、これらの市民社会による運動の経験はその後の社会運動に機会を付与する効果を持つという点である。とりわけ、反汚職と民主化を求める運動は、共に政府の正統性を追求するという側面を持つため、その整合性が高いといえる。

三つ目は経済成長の水準である。この点に関して反汚職だけでなく社会運動全般にいえることだが、後に述べる資源動員論で触れるように、社会運動の参加者はある程度時間的また経済的余裕を持つ者のほうが参加しやすいという傾向がある。彼らは日常生活に追われることなく、社会運動に時間を割くことができ、そして運動に必要な資源を提供できることや、より高い教育を受ける傾向があることから社会的問題に対する意識が高いことなどという特徴を持つ。本稿が選定する3カ国の事例は、どの国においても運動が起こる時点以前から一定程度の経済成長を果たし、中産階級が社会の一部を占めていた。そして各社会運動の事例でそれら都市部の中産階級が中心的な役割を担っていた。

事例の選定基準について、反汚職の社会運動は政治リーダーの汚職スキャンダル、または政府による反汚職取り組みに対する不満をきっかけに始まったものとする。つまり本稿が対象とする社会運動は、その生起を動機づけた出来事である反汚職に基づいて選ばれるものであり、最終的な目標としての汚職撲滅が基準として選ばれるわけではない。その理由について二つ挙げることができる。まず、脆弱な民主主義体制を持つ東南アジア地域の文脈からすると、反汚職だけを目的とした社会運動が発生するのが難しいと考えられる。権威主義体制の経験を持つ新興民主主義国において共通してみられるのは、一般市民と公務員の間で行われる小規模汚職の健在である。このように日常生活や様々な経済的社会的活動を支えるために公務員等に賄賂を渡す市民社会は、汚職に対して一定の理解や汚職撲滅に対する無力感を抱き、それを社会運動の動機としないのであろう。もう一つの理由として、反汚職の社会運動は、汚職撲滅を目標としなくてもその効果が一定程度得られると考えられる。なぜなら、これらの運動自体が政府の正統性を批判するものであり、政府の反汚職取り組みの努力を促進する圧力になりうるのである。

第2節 分析の枠組み

1. 社会運動の理論の整理

⁸ タイの場合は1997年憲法制定以降のこと。

本節では社会運動のこれまでの理論的展開を整理していく。まず社会運動の定義について Snow et al. (2019, pp. 5-10)は、これまでの社会運動研究で見られる概念の軸—集合または共同行為、目的または要求の変革志向、非制度的集合行為、ある程度の組織性、ある程度の持続性—から、社会運動を「現政府の挑戦または擁護を目的とした、非制度的かつある程度持続性がある集合行為」とまとめた。本稿はこの定義を援用し、反汚職の社会運動を、市民社会の様々なアクターによる、汚職スキャンダルが発覚された政治リーダーの辞職や汚職取締に関する制度の変革または擁護を目的とした、非制度的かつ一定程度の持続性のある集合行為とする。

社会運動理論の大まかな流れとして、社会運動が発生する原因、そしてなぜ社会運動がある形態や方法をとるかといった問いに対して、①古典的社会運動論、②資源動員論と政治機械構造論、③新しい社会運動論、という三つの理論枠組みから説明してきたと整理することができる。ここでは主に重富 (2007) と本田 (2022) を参照し、理論的展開をまとめしつつ、本稿の目的と照応しながら検討していく。

1.1. 古典的社会運動論

古典的社会運動論に分類できるものとして、主に 1960 年代までに展開されたマルクス主義構造論と、デュルケームの枠組みに基づいた逸脱論が挙げられる。マルクス主義構造論は社会の階級間の緊張関係に着目する。この立場からすると、集合行為としての革命運動は、資本主義的生産システムの下で不満を持つ労働者階級が組織化され、彼らによって引き起こされるとされる。つまり、社会における構造的な階級対立という状況が、被支配階級による集合行為の客観的な条件としているのである。一方逸脱論は、デュルケームの『自殺論』(原著, 1897) に提示される「アノミー」概念の影響から生まれ、社会運動を、個人の要求と新たな社会規範との乖離を解消する手段として理解する。すなわち、社会構造の変化によって個人が従来の社会的統合を失うことで不安や不満を持つようになり、これを解消するために人々は集合行為を行うのである。つまり逸脱論からすると、個人の構造的な不満や非合理的な欲求が存在する状況が、集合行動に参加する条件だとしている。このように、これらの理論が共通してみられるのは、社会運動などの集合行為が発生する原因を、社会における構造的緊張と矛盾に求めるという点だといえる。

ただこれらの理論は、オルソンの集合行為問題や後に提唱される資源動員論、新しい社会運動論によって否定されることになる。上述の古典的な理論は、客観的な環境条件の下で必ず集合行為が起こると主張する点で合理的な個人を前提しているという側面を持っている。ところが、オルソン『集合行為論: 公共財と集団理論』(原著 1965) によると、合理的な個人を前提するならば、誰でもアクセスできる公共財を追求するための集合行動に参加するのではなく、フリーライダーになり、成果だけ享受すると論じられた。オルソンによる問題提起を受け、後に社会運動の発生は資源動員論によって説明されることになる。そして、古典理論による構造的な階級対立として、または非合理的な欲求や不満の表出としての集合行為という説明も、新しい社会運動論によって否定される。それは、20 世紀前半のファシズムや共産主義運動における集合行為が大衆社会の病理として意識され構築されたこれらの古典理論は、1960 年代以降に米国で台頭する黒人差別反対運動やベトナム反戦、環境運動などという組織的かつ合理的な戦略を有する社会運動を説明できなくなったからである。本稿で扱う反汚職の社会運動は、汚職が蔓延する政治エリート層に対する一般市民の不満という状況の下で現れるという点で構造論の主張と部分的に当てはまるが、集合行為が常に発生するわけではない点で構造論の想定と合致しない。またこれらの社会運動は非合理的な不満に由来するものと言えず、汚職撲滅という政治のアカウンタビリティの追求という目的に向けて行われる点で、逸脱論からも説明できるわけではないのである。

1.2. 資源動員論と政治機会構造論

これらの問題点を克服し、社会運動の生起を参加主体側ではなく、資源の動員や組織戦略という観点から説明する資源動員論が、McCarthy & Zald (1977) によって提唱された。彼らは、豊かになった米国社会における社会運動の噴出の原因として、社会運動に参加する時間的余裕のある中間層や資金のある社会運動組織 (SMO) の増加を挙げた。つまり、資源動員論からすると不満は常に存在するため、その増減が社会運動を誘発するのではなく、不満を持つ人々を集合行為に動員できる資源の存在やそれらの資源を有効に扱う SMO の有無が、社会運動の生起を左右するのである。

資源動員論から影響を受けた社会運動の研究は、当初曖昧だった資源の分類を具体化し精緻化していく。例えば Brady, Verba, Schlozman (1995) は、資源を時間、金、市民としてのスキルに分類し、これらの資源を政治活動参加とどう関係するのかを調べた。本田 (2022: 10) は資金や空間などの物質的な資源に加え、労働力や指導者、技能を持つメンバーという人的資源、追求する価値の同情、著名人の支持、正統性という道徳的資源、イデオロギーという文化的資源が区別されるとまとめる。

ところが、資源動員論は運動する側の動員構造に集中するあまり、同じような動員構造でも運動の成果が異なる現象を説明できない。これを補完するのは、社会運動が組織する側ではなく、むしろ政治的機会や制約といった環境条件に規定されるという政治機会構造論の観点である。代表的な論者である Eisinger (1973) は米国の 43 都市における抗議行動の頻度や強度とその都市の政治制度との関係を分析した結果、政治的機会構造が最も開放的な都市と最も閉鎖的な都市では抗議が起きず、制度的に中間的な都市では起きやすいと、社会運動を取り巻く制度的背景の重要性を示した。政治機会構造論を用いた実証研究が蓄積され、Tarrow (1996) はそれらに踏まえ、政治機会の要素を政治制度アクセスの開放度、不安定な政治組織の配置、影響力のある協力者の存在、支配者側の分裂といった 4 つを挙げた。

資源動員論と政治的機会構造論は、参加する主体側もしくは環境条件のどちらか片方を重視するものであるが、McAdam (1999) は二つの要素の相互関係に着目する社会運動の政治過程論を提示した。彼はアメリカ公民権運動の発生と盛衰の分析では、南部の綿花産業の衰退によって多くの黒人が北部の移住し民主党の重要な支持基盤になったという政治環境の変化があった中で、南部の黒人教会や黒人大学、全米黒人地位向上協会が組織され、その結果黒人の政治的有効感覚が高められたことが、運動の一定の成功を寄与したと説いた。またその後の衰退について、共和党による人種統合政策に反発する白人票の取り込みという政治環境の悪化や、運動の基盤が南部から離れたこと、そして世論の支持が縮小したことが要因だったとされる。このように政治過程論は、ある社会経済的環境の変化を背景に、より開放的な政治機会かつ拡大された集団組織が実現し、運動主体の「認知的開放」感覚が高まることによって社会運動が生起すると説明する。

ただこれらの理論は、個人を社会運動の参加に動機づける意味付け作用を十分に考慮できないとの批判がなされる。実際社会運動は、例えばジェンダーや環境保護のような、抽象的価値の実現を目的としたものが多く、人々はそれら価値の追求のために能動的に運動に加わるのである。ところが、資源動員論と政治的機会構造論は運動を規定する外部環境に注目するあまり、運動の参加者を動員される受動的な存在として前提する側面がある。この課題を克服し、個人の問題認識や価値志向という観点を導入したのは「新しい社会運動論」とその中心的な概念であるフレーミング理論となる。

1.3. 新しい社会運動論

新しい社会運動論は、1960年代に起きた平和運動や環境運動、女性解放運動、動物権利運動などを背景に生まれた理論とされる。従来の産業社会という基盤の下で発生した階級ベースの社会運動とは異なり、これらの社会運動は脱産業化に伴うアイデンティティや価値の疎外を主張するために行われるという特徴を持つ。イングルハートの『静かなる革命』（1977）における価値転換という議論が、これらの運動の背景をよく表しているといえる。すなわち、産業社会で物質的豊かになった人々は、「脱物質的」価値を志向するようになったのである。この点において、資源動員論が想定する経済的余裕のある参加者と共通し、そして社会の構造転換がもたらす新しい主体と対立関係という点で構造論と共通する部分がある。ただ運動の形態や形成過程、階級基盤という点で両者と異なっている。

新しい社会運動論の中心的な概念としてフレーミング理論が挙げられる。フレーミング理論は運動の参加主体の運動に対する認識枠組みに注目するものであるが、Snow et al. (1986)はその枠組みの形成と発展過程について、フレームの結合、深化、拡大、転換と示し、これらの過程を経て人々は問題に対する認識、集合行動の必要性、またその可能性を認識し社会運動に加わるとする。このようにフレーミング理論でポイントとなるのは社会運動組織による問題に対する認識枠組みの提供である。すなわち、運動の生起や成果は、運動の活動家がどの認識枠組みを使って直面している問題と結びつけるのかによるのである。

1.4. 総括

このように社会運動理論は、構造論や逸脱論などの古典理論から、資源動員論、政治的機会構造論、フレーミング理論まで展開されてきた。これら三つの理論は社会運動の比較研究において重要なアプローチとして用いられるようになってきている。McAdam (1996)による社会運動の比較研究の大著では、これら三つの理論についてまとめつつ、比較研究の文脈でどのように応用されるかを整理した。多くの場合、これらの理論は主に一つの運動の生起や盛衰を説明するために用いられてきた。ただ多国間の社会運動の比較研究では運動の特徴、例えば異なる公的制度の特徴や動員構造などに着目し、社会運動の規模の多様性や組織形態、運動の成果を説明するとされる。本稿もこの着想を援用し、三カ国における反汚職の社会運動の諸々の特徴に着目しその成果の違いを説明することを試みる。

なお、本稿が行う反汚職の社会運動の分析において、主に資源動員論と政治機会構造論、またその相互関係を表す政治過程論に焦点を当てることにしたい。その主な理由として分析対象との適性とデータの限界が挙げられる。まず、本稿が対象とする反汚職の社会運動の事例は、その生起のきっかけに着目し選定されたため、運動の生起を説明する資源動員論と政治機会構造論の理論的視角と適している。一方、フレーミング理論は問題のフレーム提示の違いで運動の盛衰を説明するという側面が強く、本稿の分析視角と適していないと考えられる。ただ、各事例において汚職撲滅という価値志向がどれほど強いのかに着目できる点で、フレーミング理論とまったく相いれないわけではない。ところが、その点を表わせる情報が極めて限られており、分析するに足りないのである。また、各事例において明確に特定の運動組織や活動家によるフレーム提示が存在するわけではない。このように、本稿は資源動員論と政治機会構造論の二つの観点から各国の反汚職の社会運動の特徴を比較することになる。

2. 説明変数と従属変数

2.1. 説明変数

本稿が検討する説明変数として、上述にまとめた資源動員論と政治機会構造論に基づいて、反汚職の社会運動に影響を与えうる特徴を導出する。まず、資源動員論の観点から(1)社会運動の支持者層かつ主導する主要な人物の特徴、に注目する。各事例の間にその参加者の特徴にどのような違いがあるのかを検討し、そしてそれらの違いによって社会運動の帰結がどう変わるのかを分析していく。政治機会構造論の観点から注目する要素として、(2)社会運動を取り巻く政治的背景と政党システム、(3)運動の連携者または参加者と敵対者の配置構図、(4)汚職取締機関の権限と独立性、といった3点を挙げる。

2.2. 従属変数

従属変数は反汚職の社会運動の成果としている。ただ、社会運動がもたらす成果は必ずしも自明とは限らない。まず、社会運動は政府に対して政策変更を求めるとはいえ、あくまでそれは世論の動員や野党の働きかけを介して間接的に影響力を行使するため、結果的に政策変更が起きたとしても運動の効果を実証するのは困難である。またある社会運動の内部でも、参加主体によって成果の捉え方が異なることがあるため、運動の目的が達成されるか明確ではない。前者に関して社会運動自体がもたらした効果を把握するのが困難であるのは確かである。その点を考慮し、本稿は反汚職の社会運動の成果を、その運動自体が直接的にもたらしたか問わず、客観的にみて社会運動が発生した後、当国の汚職認識指数が改善されたか、または汚職取締に関する制度が改善されたかどうかといった二つの基準から評価していく。このように制度的な側面に着目するため、後者の運動参加主体による成果の捉え方という点に関しては、本稿の分析視角がカバーしないということになる。

反汚職の社会運動の成果について先行研究においても論じられている。社会運動全般の成果に関して、Bosi et al. (2016)は参加主体個人のライフコースの変化、文化的または社会規範の変化、政治的变化といった三つの分類にまとめた。これら三つとも反汚職社会運動の成果の分析に大いに役立つ。個人レベルの変化に着目したものは、個々人の汚職との闘いや個人による内部告発の経験と人生の変化、社会運動の参加による態度の変化などの分析から運動の成果を評価する (Della Porta 2021)。文化と社会規範の側面では、社会全体の汚職に対する言説や価値の認識、態度の変化に注目する。例えば反緊縮運動では、汚職は単にグッド・ガバナンスを阻害する要素だけでなく、社会正義の問題としても認識される。政治的变化の観点は反汚職に関する法案の可決や制度の変化から成果を評価するものである。ただ、データの制約もあり、本稿では反汚職の社会運動の事例の成否を評価する際に主に政治的变化というから行っていきたい。

このように、本稿が取り上げる事例についてインドネシアにおける KPK の擁護運動は成功事例とし、フィリピンのエドサ II とタイの反タクシンデモを失敗事例とみなす。まず、KPK 擁護運動は、それによって反汚職取り組みに関する新たな制度構築または制度の改善がなされたわけではないものの、汚職取締を効率的に行う KPK の権限と独立性を守るのに成功したのは、反汚職取り組みにポジティブ効果をもたらしたという意義を持つと評価することができる。フィリピンのエドサ II とタイの反タクシンデモは、汚職スキャンダルが摘発される政治家を辞職に追い込んだのに成功したものの、その後反汚職取り組みに関する制度改善が見られず、またはむしろ悪化させたという点でこれらを失敗の事例とみなす。

第3章 各国における反汚職の社会運動の事例分析

本章では三カ国の事例の比較分析を行うのだが、全体的な流れとしてまず各国の汚職問題の状況と反汚職運動の事例の概要を確認し、それから前章で挙げた説明変数の内容に沿ってデータを提示していく。最後に事例間の特徴を比較し、どの説明変数が有効なのか、そしてなぜ有効なのかについて考察する。なお提示するデータについて、汚職に関する指標以外ほとんど文献データを利用するのだが、調査報告などの一次資料の利用を試みるも、二次資料から情報を選び取ることも多々あることを留意しておきたい。

第1節 フィリピン

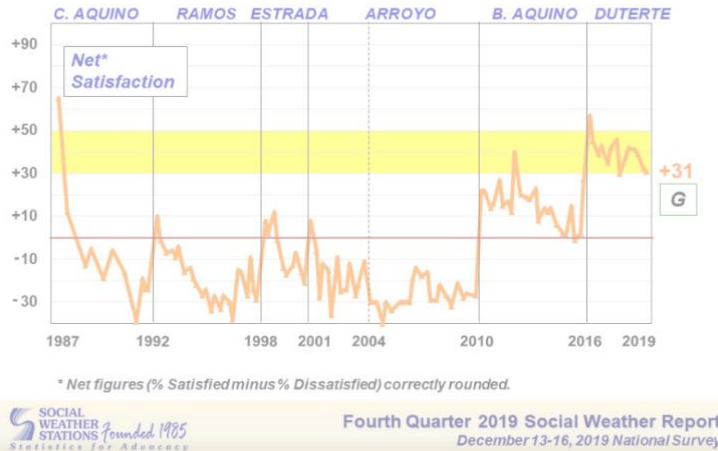
1. フィリピンにおける汚職問題

1.1. フィリピンにおける汚職の現状

フィリピンの汚職問題の現状は依然として深刻である。汚職認識度（CPI）スコアと世界順位が低く、また改善されなくむしろ悪化する傾向がある。国内政府の反汚職取り組みも決して有効に機能しているとはいえない。フィリピンの民間調査機関 Social Weather Stations (2020)による「政権による汚職撲滅の努力」(図 3)に対する満足度調査では、アロヨ政権までその評価低い水準にあり、それに伴って抗議運動も度々行われた。本稿が取り上げるエストラダ政権期のエドサⅡとアロヨ政権期に起こったエドサⅢはその例だといえる。アキノⅢ政権以降政府の汚職撲滅の取り組みに対する評価が改善されたと同時に、CPI もこの時期に改善された。ただこれら二つの指標はその後も連動しているわけではない。ドゥテルテ政権期から政権に対する反汚職取り組みが高かったものの、CPI は横ばいまたは減少傾向にあり、市民による評価が汚職の実態を反映しているといえないと指摘される(木場著、外山&小山田編 2022)。一つの説明としてドゥテルテ政権の高い支持率であり、ドゥテルテ大統領による強権的な統治が民主主義的ガバナンス能力向上として解釈され、汚職取締が進んでいないのにも関わらず、その印象で高い評価を得ているとされる(川中 2021)。

本稿が対象とするエストラダ政権とエドサⅡの時期を見ると、1999年時点のCPIは36ポイントだったのが、汚職スキャンダル発覚後の2000年に28ポイントまで低下し、世論による政府の反汚職取り組みの満足度もマイナス20ポイントまで低下した。この点で2001年に発生したエドサⅡは政府の汚職とその取り組みに対する不満の表れだといえる。社会運動の発生後に、エストラダ大統領の辞任、そして次期のアロヨ政権に対する期待もあり、世論の支持が、一時的ではあるが高まったのが、エドサⅡと政府の反汚職取り組みへの評価の連動が見られる。

NET* SATISFACTION WITH THE NATIONAL ADMINISTRATION ON ERADICATING GRAFT AND CORRUPTION: PHILIPPINES, MAR 1987 – DEC 2019



(図3) フィリピンにおける「政権による汚職撲滅の努力」に対する世論調査 (2019年)

(出典) Social Weather Stations 2019

	年	CPI スコア	CPI 世界順位
エストラダ政権	1998	33	55/85
	1999	36	54/99
	2000	28	69/90
	2001	29	65/91
アロヨ政権	2002	26	77/102
	2003	25	92/133
	2004	26	102/146
	2005	25	117/159
	2006	25	121/163
	2007	25	131/180
	2008	23	141/180
	2009	24	139/180
アキノⅢ政権	2010	24	134/178
	2011	26	129/183
	2012	34	105/176
	2013	36	94/177
	2014	38	85/175
	2015	35	95/167
デュテルテ政権	2016	35	101/176
	2017	34	111/180
	2018	36	99/180
	2019	34	113/180
	2020	34	115/179
	2021	33	117/180
	2022	33	116/180

(表1) フィリピンの汚職認識度と順位の変遷 (1998年～2022年)

(注) 1998年から2011年までのCPIは10ポイント基準で集計されるが、本稿は便宜上それらを統一し100ポイント基準にする

(出典) Transparency International より筆者作成

フィリピンにおける汚職の定義に関して、それを明確に定義する法が存在しないとされる(木場著、外山&小山田編、2022)。ただ事件としての汚職は「脱税やゴースト事業への支出、入札回避、下請け、縁故主義、恐喝やみかじめ料の強要、賄賂」、また「選挙不正や票の操作、不当な理由による人事異動など、公的な立場にある人物による不公正な行為」のことを指す(Ibid. 2022)。汚職取締に関する法的な定義も定められないが、その取り組みについてBatalla (2015) は大きく分けて予防、発見と捜査、起訴・裁定といった三つの施策があるとまとめる。このように、フィリピンにおける汚職取締は法に基づくよりも、市民やメディア、現職大統領と政府機関、大統領に敵対する勢力による摘発と汚職に対する市民の関心から動機づけられるといえる。

1.2. エドサⅡの概要

「エドサⅡ」は2001年に起こったエストラダ大統領の退陣を目指した民衆運動のことを指す。その命名は1986年の民主化運動である「エドサ革命」に由来し、腐敗する政治指導者に対抗するピープルパワーという伝統を引き継ぐ形で、2001年に同じエドサ通りで民衆運動が行わたのである。その始まりは1999年の反エストラダキャンペーンとされ、教育文化スポーツ省の教科書納入に関して政府高官から賄賂を受けたとの疑惑が報道されたのがきっかけとされる(Chen & Weiss 2017; 川中・鈴木 2000)。2000年にエストラダ大統領の取り巻きグループ「真夜中の内閣」(Midnight Cabinet)の内部告発によって、エストラダによる違法賭博の収益金の受け取りやタバコ交付税の着服が暴露され、反エストラダキャンペーンが盛り上がった。汚職事件の発覚以外にもエストラダ政権の支持率の低下も民衆運動を動機づけたと考えられる。その背景にはアジア通貨危機の影響を受けた財政赤字の拡大や、親密な実業家や政治家に対する利権の分配というクローニズム復活の印象、政権運営能力への疑義、そして南部のイスラーム教徒による分離独立運動への好戦的な対応などがあつたと挙げられる。このようにマニラや各都市中心部において大統領辞任要求運動が開始されたのである。同じ時期に、下院議会において大統領弾劾告発書が提起され、エストラダ大統領に対して収賄、不正利得・流職罪、公的信義への背信、重大な憲法違反の4つについて弾劾裁判所で審理が進められた。だが、下院検察団が違法献金の授受を証明するにあたって、隠し口座の元の主要口座について諸文書の開示を求めたところ、エストラダ派が口座の開示と弾劾告発書とが無関係であるとし反発した。これによって弾劾裁判は継続不能となり、無期限停止することとなった。この銀行口座と関連する文書開示の否決をきっかけに、政治は上院や裁判所からマニラ首都圏のエドサ通りへと舞台が移すこととなり、エストラダ大統領辞任運動が本格的に行われるようになった(川中 2001)。

2. エドサⅡに参加した主要の主体

エドサⅡに参加した主な主体として、市民社会団体、宗教団体、政治家や元政府関係者、野党、経営団体が挙げられる。まず、市民社会団体で目立つ組織としてKompil IIとERMの二つを挙げることができる(Arugay 2004)。Kompil IIの構成員は多様であり、様々な社会的経済的、また政治イデオロギイ的背景を持つ人々が含まれるという特徴を持つ。そのため、その運動の特徴は単に反エリートとして、または周縁化された集団としてではなく、エストラダからの説明責任を要求する市民社会組織としての側面が目立つ。Kompil IIの組織構造は、中心的に意思決定を行う会長が存在しながらも、水平的かつ開放的であり、強い情報ネットワークを持っている。また運動に重要なメディア関係や動員、物流を担当する委員会も設置されるのである。一方、ERMは左派勢力に属する市民社会団体であり、エストラダ大統領の辞任に追い込むことを志向するという特徴を持つ。これら二つの組織はその特徴が異なるものの、お互い積極的に連携をとっていたのである。

カトリック教会とエストラダ政権に批判的な政治勢力の参加も目立っていた。フィリピンで影響力が大きいカトリック教会から当時指導者であるハイメ・シン枢機卿がエストラダ政権の抗議運動を支持し、民衆に参加を呼びかけた。政治勢力に関して、コラソン・アキノ元大統領やラモス前大統領など1986年のEDSA革命にも関わっていた人物が集会に参加した。また当時副大統領だったアロヨもエストラダの汚職スキャンダルと次第に進行される辞任要求運動の状況を受け、閣外に離反し運動に加わった。これらの主要アクターと参加と彼らによる動員によって、運動の参加者は約15万人に上っていたとされる。

3. エドサⅡを取り巻く政治的背景と政治システム

1987年憲法の制定とそれに基づく民主主義志向の制度改革が市民社会の政治参加を合法的なものにしたといえる。1986年のエドサ革命後、フィリピンは民主主義国として再出発し、厳格な三権分立と人権の保護などが新憲法に盛り込まれた。市民社会からすると、民主化運動の経験から社会運動の有効感覚と合法性の意識が根付いていた。反エストラダキャンペーンに関する一連の抗議運動がそれを物語る。エドサⅡ以前に、例えば「静かな抗議運動 (Silent Protest Movement)」が行われた。ところが、リーダーシップの欠如や運動の統合の失敗、影響力のある協力者の不在、一部の市民社会組織の意欲の欠如などによって運動が盛り上がりなかった (Arugay 2004)。その後、エストラダの一連の汚職事件が発覚されたきっかけに多くの市民社会アクターが動員されるようになった。いずれにせよ、フィリピンにおける社会運動に対する許容度は政府側と市民社会側両方から高いといえる。

社会運動の発生を刺激するもう一つの要素として、フィリピンの不安定な政党システムと政党組織が挙げられる。まず政党システムについて多党制であるが、合従連衡と党籍変更が頻繁に起こっている。傾向として指摘されるのは大統領選挙前に候補者の数だけ政党が生まれ、大統領選挙後に議員が大統領の政党連合に移籍するのである。このように政党の形成は社会的亀裂の反映ではなく、政治エリートの党派的グルーピングに基づくため、政党間の同質性が顕著である。政党システムの不安定は社会諸集団の利益を政治に表出することができず、市民の政治への不満が高まるのである。政党組織に関してパトロン・クライアント関係に基づくという組織構造が顕著にみられる。一般的に政党は社会集団に対応し構成されるのだが、フィリピンにおける政党組織は政治リーダーと追従者の互酬関係に基づく傾向がある。とりわけ、地方の政治家が組織する政治マシンが集票する役割を持ち、また選挙ごと変わるのである。このような不安定な政党システムと政党組織によって政治的不安定をもたらし、市民社会は公的政治を通じてではなく街頭運動といった制度外的手段を通じて意思を申し立てるのである。

エストラダ政権がこうしたクライエンテリズムの伝統を打破できる要素として期待されたが、結果的にエドサⅡの生起を動機づけたといえる。エストラダの大統領選挙の圧勝は、クライエンテリズム的手法による動員ではなく、貧困世帯への現金給付や農業部門の財政支援など貧困対策を全面的に掲げ、庶民の支持を多く獲得したことによるのである。ところが、これによって政治的競争の基盤が形成されるわけではない。というのも、エストラダの政治手法はポピュリズム的な側面が強く、特定の社会集団のみの利益が強調されたため、政治の分極化を進めた (川中 2022)。その対極にあるのは、パトロネージ的分配から自由な都市中間層だったといえる。このように、エストラダ大統領によるバラマキ政治とその帰結としての財政赤字、そして汚職の発覚が引き金となり、都市中間層が中心とする大規模な社会運動が起こった。

4. エドサⅡの背景にある政治的配置構図

エドサⅡの背景にみられる政治的対立構図として、一方では元々エストラダ政権に批判的な野党勢力やカトリック教会で、他方では議会の多数派を構成するエストラダ大統領の政党「フィリピン民衆党」(LAMP)が挙げられる。勢力の変動過程が見られるのは大統領弾劾裁判である。一連の汚職事件の発覚によって反エストラダ運動とともに下院議会において大統領弾劾告発書採択が提起された。議会はLAMPが多数派を占めるため、当初弾劾裁判の開始が難航していた。ただ経済危機の懸念から財界が運動に加わり、野党を支援したことによってLAMPの切り崩しが進展され、結果的に上院議長と下院議長を中心として50人近くの離反者が生み出された。これによって弾劾告発書が下院で採択され、弾劾裁判所が設置される上院に送付されるようになった。このように政権側から離反者が出てきたことは、運動側の資源の増大につながりと同時に、エストラダ大統領の抗議運動に対する耐性が低下するのである。事態を加速したきっかけはエストラダ派である上院議員による口座文書の開示の拒否と弾劾裁判の無期限停止であり、それによって市民社会は弾劾裁判所を含む議会に対する信頼を失い、大規模な辞任要求運動に踏み出した。

5. 汚職取締機関の特徴

フィリピンにおける汚職取締は、公務員を対象とする通常取締と、大物政治家を対象とする政治的取締の二つに分類される(木場 2022)。通常取締を担うのは、会計検察院(Commission on Audit)、オンブズマン事務所(Office of the Ombudsman)、公務員特別裁判所(Sandiganbayan)の三つの機関が挙げられる。これらの汚職取締機関は、マルコス権威主義体制期から設置されたが、民主化後の1987年憲法によって独立機関として再規定されたとともに、国際社会の支援を受け改編された。会計検察院の役割は政府の収支の監査や不正行為の調査を行い、調査書を作成しオンブズマン事務所に送付することである。オンブズマン事務所は会計検察院からの調査書、また一般市民の直接の告発を精査し、公務員特別裁判所に起訴するかを決定する権限を持つ。そして公務員特別裁判所は、公務員の汚職や不正行為に関する事案を裁定し、公務員に停職を勧告できる権限を持つ。

市民社会が関心を向けるのは通常取締ではなく、大物政治家の汚職を告発する政治的取締の方である。その主な主体は、①公務員と政治家の不正を取り締まるブルーリボン委員会、②元大統領やその親族の汚職の捜査を行う現大統領、③現大統領に敵対する個人や勢力の三つが挙げられる(木場、2022)。ただ、注意が必要なのは、起訴する権限を持つのは通常取締の三つの機関であり、政治取締を行う主体はその権限を持たず、調査の実施に留まるのである。2001年当時のエストラダ大統領は政治取締の対象だったといえる。ただ、明確に上述の三つの主体によるのではなく、エストラダの汚職疑惑は、市民社会や反エストラダ政治勢力による抗議運動の発生につながった点で③に該当すると判断できる。この疑惑によってエストラダは通常取締である大統領弾劾裁判で裁かれることになった。

第2節 インドネシア

1. インドネシアにおける汚職問題

1.1. インドネシアにおける汚職の状況

	年	CPI スコア	CPI 世界順位
ハビビ政権	1998	20	80/85
	1999	17	96/99
ワヒド政権	2000	17	85/90
	2001	19	88/91
スカルノプトゥリ 政権	2002	19	96/102
	2003	19	122/133
	2004	20	133/146
ユドヨノ政権	2005	22	137/159
	2006	24	130/163
	2007	23	143/180
	2008	26	126/180
	2009	28	111/180
	2010	28	116/178
	2011	30	100/183
	2012	32	118/176
	2013	32	114/177
ジョコ・ウィドド 政権	2014	34	107/175
	2015	36	88/167
	2016	37	90/176
	2017	37	96/180
	2018	38	89/180
	2019	40	85/180
	2020	37	102/179
	2021	38	96/180
	2022	34	110/180

(表2) インドネシアの汚職認識度と順位の変遷 (1998年～2022年)

(注) 1998年から2011年までのCPIは10ポイント基準で集計されるが、本稿は便宜上それらを統一し100ポイント基準にする

(出典) Transparency International より筆者作成

インドネシアにおける深刻な汚職状況は広く認識されており、汚職認識度の調査では常に低い水準に位置づけられる。今日2022年時点において、CPIは100点中34点であり、調査対象国180カ国のうち110位に位置する。ただこれまでの変遷を見ると、汚職が改善されてこなかったわけではない。2004年にCPIが20ポイントだったのが、そこから一途をたどって改善され、2019年に40ポイントに達したとみられる。

汚職状況の改善に大きく貢献したのが汚職犯罪撲滅委員会(KPK)である。強い権限が付与され設立されたKPKは次々と地方議員から現役政府高官まで多くの政治家の汚職の取り締まりを行ってきた。Quah(2008)によるとKPKは、途上国における汚職取締機関で数少ない成功例の一つとされる。

ところが、KPKの汚職捜査活動は、汚職取締を協力すべき警察や検察によって妨害され、さらに摘発の対象となった政治家による繰り返しの法改正の試みによって、以前のように機能しなくなってきている。KPKが権力主体によって妨害されるたびに、市民社会組織による抗議運動が展開され、そこに世論からの支持もあるため、KPKの権限と独立性が守られてきた。ただ、2019年にKPKに関する法案が改正された際に抗議運動が以前のように盛り上がることなく、KPKが弱体化され、汚職状況が再び悪化していった。

インドネシアにおける汚職の定義について、汚職摘発や訴追を容易にするために、法的また社会的と広く規定される。1999年制定、そして2001年改正の汚職撲滅法では、汚職は「自己、他者、または企業が自ら利益を得るため、法に反して国家財政または国家経済に損害を及ぼす行為」と明確に定義される(川村, 2022)。そして法令の規定に限らず、「社会的な公正観や規範に沿わない」場合も汚職とされている。汚職に対する罰則や訴追に関する規定も明確に定められ、汚職の摘発や刑事手続きの効率化が図られると評価される(川村 2022; UNAFEI 2021)。このようにインドネシアにおいて汚職取締のための法的基盤が整備され、その後設置される KPK の活躍に貢献しているといえる。

1.2. 3回にわたる KPK 擁護運動の概要

まず背景として、強い権限が付与される汚職撲滅委員会(KPK)が大物政治家の汚職の摘発に成功したことで世論に評価される一方で、これらの告発は多くの組織幹部や法的部門、裁判官、中央銀行、民間セクターなどが関与していたことから、今度 KPK が攻撃的となったということが挙げられる(Beyerle 2014)。例えば、警察による KPK の一部の活動に対する犯罪化や、憲法裁判所が KPK とその汚職裁判所の基盤となる法律に対する違憲判決を下したこと、また議会による KPK の予算と権限の削減の試みなどという動きがなされていた。その中でも KPK の最大の対立主体だったのは司法機関にあたる警察や検察である。

KPK と警察・検察との対立が激化したのは2009年、2012年、2015年に起きた出来事がきっかけである。2009年の対立について、KPK が一民間企業の社長とジャカルタ高検、警察・検察高官や証人・被害者保護庁高官との間の贈収賄に対する捜査を行ったことをきっかけに、警察・検察側が KPK 副委員長2人に職権乱用の容疑があるという事件を捏造し、そして委員長を殺人事件の容疑者として逮捕また起訴したのである。2012年には KPK が、国家警察庁交通局長や警察大学の校長を務めたジョコ・スシロ監察総監を、運転シミュレーター調達にあたる予算の流用や機器落札企業からの収賄を受け取った疑いで逮捕したことを契機として、警察は組織的にその逮捕を妨害し、KPK の捜査チーム代表の捜査官を8年前の違法捜査の被疑者として逮捕しようとした。2015年の対立では、次期国家警察長官のブディ・グナワンが KPK から汚職事件の容疑者に指定されたことに対して、KPK による被疑者指名が不当であると訴えたとともに、警察もこの事態を受けて KPK 委員長と副委員長をそれぞれの過去の犯罪事件に関与した疑惑があるとして逮捕した。

この対立関係を表わす報道がなされる度に、市民社会が KPK を支持しその権限を擁護する社会運動を展開することで政府に圧力をかけてきた。代表的なキャンペーンとして2009年7月に開始された「インドネシアを愛し、汚職撲滅委員会を愛する(CICAK)」が挙げられる。KPK 幹部の逮捕の報道を受け、大学教員や学生が SNS 上で CICAK のコミュニティ開設と発信を行うことで多くの注目を集め、キャンペーンに係る市民社会の重要なコミュニケーションツールとなった。CICAK は SNS 上での動員から運動形態を拡大し、陳情やチラシ配り、垂れ幕、座り込み、警察署での集会など多様な手段で KPK 擁護の意思を示した(Beyerle 2014)。この事態に対し、KPK 副委員長の容疑を法的対処すべきという立場をとっていた当時のユドヨノ大統領が、介入することとなった。彼が発足させた独立調査チームで事件を捜査したところ、結果的にそれを中止するように勧告した。また憲法裁判所は事件の虚偽性を示す録音テープを公開し、KPK 副委員長の無実を示した。2012年と2015年の対立も同じく市民社会を喚起し、それによって大統領が介入せざるを得ない状況が作られてきた。このように、市民社会による KPK の擁護を目的とした集合行為が権力主体に圧力をかけることに成功してきたといえる。

本稿は2009年のCICAKに注目し、分析することにする。KPK擁護運動は2012年と2015年にも展開され成功を果たしたが、その特徴は2009年に開始されたCICAKと多く似通っているため、本稿は代表的に2009年の事例を取り上げ、分析していく。CICAKと関連する主な引用資料として、Beyerle (2014)に依拠する。2019年のKPK法改正の実現とそれに伴うKPKの弱体化、そして社会運動が盛り上がらなかった背景についてはここでは詳しく検討しないが、第4節の分析で少し言及することにした。

2. CICAKの主な参加主体

CICAKが本格的に始動する前から市民社会においてKPKを守るための強力な連合が形成されていた。その中心にいるのは司法監視連合(KPP)であり、そしてインドネシア汚職監視団体(ICW)や政策法学研究センター(PSHK)、インドネシア透明性推進協会(MTI)、トランスペアレンシー・インターナショナル・インドネシアなど、民主主義を推進する市民社会団体で組織される。キャンペーン計画時から、これらの組織は全国各地で様々な市民社会組織の協力を求めていた。例えば女性団体、人権NGO、宗教団体、地域的反汚職市民団体、労働者団体が挙げられる。市民団体の中にKontraSという人権専門団体や、農地紛争の緩和に努めるRACA、都市貧困層を取り込むジャカルタ市民フォーラム(FAKTA)なども含まれる。このように、全国レベルから地域レベルまで、そして反汚職に積極的な市民社会団体から専門組織まで、始動前から20州において100以上もの市民社会組織が動員に加わっていた。

CICAKは2009年7月にワヒド元大統領や元KPK委員の支援を得て開始宣言を行い、多様な市民社会階層の支持を獲得した。街頭示威運動では学生や貧困層だけでなく、中間層や上位中産階級、専門家なども加わったり、有名な芸能人やアーティスト、宗教組織が人々にKPKの支持を呼び掛けたり、SNSにおけるCICAKグループの参加者が140万以上に達成したりし、様々な市民社会アクターが、多様な手段でKPKを擁護する意思を示していた。これらのアクターの特徴として共通してみられるのは政治的中立である。主導するアクターは民主化運動での経験を持ち、民主的価値を推進するものの、彼らは特定の政党を支持し、または特定の政治家を敵対するわけではなく、警察・検察からの攻撃からKPKを守ることを目的としていたのである。

3. CICAKの政治的背景とインドネシアの政党システム

CICAKの進行はあからさまな政治的制約を受けなかったといえる。とはいえ、その活動家がまったく妨害されなかったわけではない。2009年1月にICWの活動家2人が検察庁に対してその年間予算に数兆ルピアのギャップがあると指摘し、調査を要求したところ、同機関によって名誉棄損罪とされ警察に報告された(AHRC 2009)。ただ同件は後に解消され、CICAKとその指導者や支持者の活動は支障なく展開されていた。制度的側面において、民主化後に成立した憲法に基本的人権の保護が盛り込まれ、表現の自由や集会の自由が保障される。またレフォルマシ運動の経験もあり、市民社会は民主主義的価値を推進する社会運動に積極的であり、実際CICAKを計画する中心的組織や構成員はレフォルマシ運動を経験する者が多く加わっていた。

インドネシアにおける政党システムは比較的安定していると評価できる。旧宗主国のオランダによる領域の線引きの影響で、1949年の独立後からアリランと呼ばれる世俗か宗教かという社会的亀裂が存在し、政党形成の基盤となっていた。世俗の政党ではナショナリストのインドネシア国民党(PNI)とインドネシア共産党(KPI)、他方の宗教の政党では近代主義的なイスラームという色彩を持つマシュミ(Masyumi)と伝統的なイスラームの価値を持つナフダトゥル・ウラマー(NU)が存在し、これら四つの政党は1955年の議会選挙において80%以上の議席を占めていた。権威主義体制

期ではこれらの政党が弾圧されたものの、1998年のスハルト体制崩壊後、共産党以外再びアリランが復活している。このようにインドネシアにおいて社会的亀裂に沿った形で政党が存在し、その凝集性も高く、政党システムが安定していると指摘されることが多い（例えばUfen 2008）。

ただ、本稿が対象とする時期では大統領直接選挙がすでに導入され、そして議会選挙の結果によって政党が擁立できる大統領が決まるといった選挙制度改革によって、政党の凝集性が失いつつあり（Tomsa, 2010）、そして有権者が社会亀裂に沿って動員される度合いが低下していく（川中 2022）。投票行動は自分たちの属性を代表する政党の支持に基づくよりも、政治リーダー一人に対する支持が重要な指針になる。そのため、政党の政策プログラムが効果的なものでなくなり、党の内部対立も激しくなっている。このように近年においては、インドネシアにおける政党システムの利益調整機能や政党組織が必ずしも安定するとはいえない。さらに、スハルト政権期から存在するゴルカル党や闘争民主党（PDI-P）などの主要な政党においてパトロン・クライアント関係が顕著にみられたり（中村 2012）、国家機構においてスハルト政権期のクローニズムが継続しており、汚職の温床となるクライエントリズムが成長したり（川中 2022）することによって、社会運動の生起を促進されたとみることができる。

4. CICAk の背景にある対立構図

CICAk キャンペーンの背景にある対立関係は、一方では KPK とその権限を擁護する市民社会と、他方では警察・検察、国民議会、大統領だといえる。KPK と警察・検察との対立は上述で示される通りである。ただそれに加え、KPK 法の改正に直接影響を与えようとするのは国民議会であり、また大統領も KPK による汚職事件の摘発に必ずしも協力的であるというわけではない。国民議会の議員は警察や検察と同じく KPK の主要な取締対象であり、その不満からこれまで KPK 法の改正を試みてきた。例えば、2012年のジョコ・スシロ監察総監の事件の後、議会において KPK の盗聴の権限を抑制する法改正案が議論されたり、2015年のブディ・グナワン事件後に KPK の捜査対象の範囲を制限することや、公訴権の剥奪、さらに KPK の将来的な廃止を意図する法改正案が検討されたりしていた（川村 2022）。ただ市民社会からの反発によってこれらの法改正案が正式に審議されなかった。大統領は汚職の被疑者とされないが、KPK による汚職取締が地方政治家や官僚を委縮させ、政策遂行に支障をきたすため、投資環境の改善に積極的でありつつも KPK の活動を支持しているわけではない（Ibid. 2022）。例えば 2009年の KPK 副委員長 2人の事件に対して、ユドヨノ大統領は法的手続きで対処すべきとし、警察による調査を支持していた。このように汚職取締をめぐる KPK と KPK を権力主体の妨害から守る市民社会が、警察・検察、国民議会、大統領と対立するという構図が確認できる。ただ補足が必要なのは、市民社会の集合行為はあくまで KPK を擁護することを目的としており、権力主体と直接的に対立していたわけではないということである。先述で示したように、CICAk に参加する市民社会アクターは社会的経済的に多様であり、かつ特定の政治勢力を支持層が集中的に集まるわけではないのである。

5. 汚職取締機関の特徴—汚職撲滅委員会（KPK）

インドネシアにおいて、これまで多数の汚職取締機関が設置されてきたが、民主化後成立した 2002年の汚職撲滅委員会法、そしてそれに基づいて設置された汚職撲滅委員会（KPK）は以前の汚職取締機関と異なり、高い独立性と強力な権限が付与されていた。KPK は「いかなる権力の影響からも自由な、独立した国家機関」と規定され、「同委員会が責任を負うのは国民に対してのみ」である（川村, 2022）。その権限は警察や検察と同様に捜査権、逮捕権、公訴権、そしてさらに盗聴や被疑者の海外出国禁止措置、被疑者の金融資産の情報収集、関連する銀行口座の閉鎖、被疑者の職務停止の要請、許認可や免許の一時的破棄、海外での被疑者追跡など（Ibid. 2022）、非常に強力だと

いえる。また、KPK が起訴した事件は中止することができず、最終判決まで事件と関わると規定される。これが KPK を政治的圧力から守り、または賄賂を通じたもみ消しを防止するために設けられたとされる (Fenwick, 2008)。KPK は 5 人の幹部職員と一般委員で構成され、幹部職員は法学などの専門知識や、法務・経済・財政・金融分野における 15 年以上の実務経験、非政党役員など厳格に規定される。

第 3 節 タイ

1. タイにおける汚職問題

1.1. タイにおける汚職の現状

	年	CPI スコア	CPI 世界順位
チュワン政権	1998	30	61/85
	1999	32	68/99
	2000	32	60/90
タクシン政権	2001	32	61/91
	2002	32	64/102
	2003	33	70/133
	2004	36	64/146
	2005	38	59/159
	2006	36	63/173
スラユット政権	2007	33	84/180
サマック政権 (11 月～12 月ソムチャーイ 政権)	2008	35	80/180
アピシット政権	2009	34	84/180
	2010	35	87/178
	2011	34	80/183
インラック政権	2012	37	88/176
	2013	35	102/177
	2014	38	85/175
プラユット政権	2015	38	76/167
	2016	35	101/176
	2017	37	96/180
	2018	36	99/180
	2019	36	101/180
	2020	36	104/179
	2021	35	110/180
	2022	36	101/180

(表 3) タイの汚職認識度と順位の変遷 (1998 年～2022 年)

(注) 1998 年から 2011 年までの CPI は 10 ポイント基準で集計されるが、本稿は便宜上それらを統一し 100 ポイント基準にする

(出典) Transparency International より筆者作成

タイは、その経済発展の度合いや海外の直接投資が盛んであるものの、汚職レベルは常に低い水準にある。反汚職の国際 NGO トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) が毎年発表する汚職認識度指数 (CPI) を確認すると、そのスコアが相対的に低い水準にあり、そして悪化する傾向が

ある。民政のタクシン政権である程度改善されたが、2006年のクーデタ以降再び汚職の状況が悪化していった。

市民社会の汚職取締機関に対する信頼度も低い。2021年の独立世論調査機関 Superpoll によると、国家オンブズマンと国家会計検査委員会に対する信頼度がわずか50%を超え、国家汚職防止取締委員会（NACC）に対しては42%と挙げられる（外山、2022）。本稿でも取り上げるNACCは、1997年制定の憲法の規定に基づいて設置された独立の汚職取締機関であるが、市民社会のNACCに対する不評は、政府との関与が印象付けられるタクシン政権から続いている。

タイにおける汚職の定義について、1999年の汚職防止法では、①「職務に対する汚職」、②「異常な資産増加」、③「異常に富裕」の3種類が挙げられ、主に首相や官僚、国会議員、特別市の幹部や議員などの政治職者が取締対象とされている。汚職の定義が定められるものの、それが必ずしも厳格ではない。例えば、1999年同法から「利益相反」に対する取締が強化されるとしたが、利益相反の定義が広範であり、裁判所による解釈の余地が大きいとされる（Ibid. 2022）。

1.2. 反タクシン運動の概要

反タクシン運動の盛り上がりには直接つながるきっかけはタクシンの株式売却問題であったが、その背景にタクシン政権がもたらす政治の分極化と南部の人権問題も、市民社会の不満の根源になっていた。まず、タクシンの株式売却問題は2006年1月に報道され、タクシン一族が保有する大手通信関連企業の株式すべてを、シンガポールの政府系テマセック・ホルディングスに売却したことが明らかになった。この件においてタクシンの税回避と外資規制逃れの行為、そして国益にも関係する通信関係の株式を外国資本に売却したことが問題視され、多くの不満を引き起こした。これが引き金となり反タクシン運動が暴徒化した。その中核として元軍人であるソンティ・ブンヤラットカリンが率いる「民主主義のための国民運動」（PAD）が2月に組織され、大規模な辞職要求運動が展開された。この状況を受けタクシンは下院を解散し、4月に総選挙を実施すると伝えたが運動は収まらずむしろ過熱し、10万人規模の反タクシンデモが王宮前広場で実施された。このように街頭運動が盛り上がることに對して国王と軍、裁判所が反応し、後のクーデタ実行につながった。

この2006年のタクシン政権の崩壊につながる運動の背景に、タクシン政権がもたらす政治の分極化と南部の人権問題をめぐって、反タクシン運動が展開されていた。前者に関して、1997年憲法に基づく制度改革によって政治参加が拡大するも小選挙区比例代表並立制に導入で首相の立場が強化された。この制度基盤をもとにタクシンが登場し、農民などの低所得者層への支援策を中心的に掲げ、そしてポピュリスト的な政治動員で政権を獲得した。このように政治参加の恩恵から外された知識人・都市中間層は徐々に不満を蓄積していく一つの背景となった。またタクシン政権は一つの公約として麻薬撲滅を掲げたが、政策の支持は高かったものの、その強権的な取締によって対象とされた南部住民や人権活動家、NGOなどの反発を買うこととなった。この不満は後に「緑色の旗」と呼ばれる「人民民主主義のためのキャンペーン」というグループによって反タクシン運動が展開された（外山ほか 2018）。

2. 反タクシン運動の主な参加主体と指導する人物の特徴

反タクシン運動における主要な参加主体は都市中間層・知識人を中心としたPADや、PADの勢力に加わるタクシン政権に反対する司法部門の勢力や議会議員、タクシンの政策と強権的な対応に反発するNGOや労働組合などの各種利益集団、国営企業などといったアクターが挙げられる（外山ほか 2018; Kuhonta and Sinpeng 2014）。このように、運動の参加者は主に中間層が多いがその属性が多様であり、また目的も様々である。PADによる反タクシン運動は、タクシンの株式売却問題が

きっかけとなって正式に立ち上げられたとはいえ、その参加する市民社会のすべてのアクターがタクシンの汚職の処罰として辞任を要求したわけではない。例えば、都市中間層や知識人は政治参加から外されたことに対する不満を持ったり、NGO や労働組合はタクシンの政治手法、また政策プログラムに不満を抱いたりしていた。

PAD 参加者の多様性は、その複数の指導者の特徴からも見て取れる。PAD で中心的に役割を担っていたのは上述にも触れたソンティであり、彼はタクシンのメディアに対する強権的な態度に批判的であり、自身が担当する政権批判の番組の放送が中止されたあと、ルンピニー公園でトークショーを行い、そこに数百万人の聴衆が集まっていた。他の指導者メンバーとして、タクシンの金権政治に不満を持つチャムロン・スリムアンや、タクシンによる政治改革に批判的なピポップ・トンチャイ、官僚制の改革計画に抗議する勢力を代表するソムキアット・ポンパイブン、そして国営企業の民営化に反対するソムサック・コサイスークなどが挙げられる (Kuhonta and Sinpeng 2014)。これらのメンバーが組織する運動が PAD に統合し、反タクシン運動の規模を拡大していった。

また PAD に司法部門の勢力や議会議員が加わっていたという点で示されるように、運動における市民社会と政治勢力との境界線が曖昧である。例えば、2006 年の PAD の大規模デモにおいて民主党は所属議員のデモへの参加を許容したり、翌年の総選挙で PAD メンバー4 名が民主党から下院議員に立候補したりしていた (外山ほか 2018)。また、上述の 5 人の指導者メンバーのうち、活動家であるピポップとソムサック以外、3 人が軍人または政治家の経歴を持っている。このように反タクシン運動である PAD は単純なる市民社会運動であるとはいえ、公的政治の介入という色彩が強いといえる。

3. 反タクシン運動の政治的背景

反タクシン運動を取り巻く政治的な背景として、都市中間層と農民など貧困層の政治的分極化である。その原因の一つは 1997 年憲法の制定である。1997 年憲法は、1992 年の民主化後に存在したビジネスエリート出身の議員によるクライエンテリズム的政治動員を克服するものとして制定された。旧憲法に基づく選挙制度は中選挙区・連記制であり、これが複数の政党の連立、また政党内の派閥の形成を促進するため、クライエンテリズムに依存した政治動員や選挙時の票買いなどといった問題が浮上していた。これに対して 1997 年の憲法では、選挙制度は小選挙区制比例代表並立制に改正されたことによって、有効政党数が減少するとともに政党の規律が高まり、首相のリーダーシップがより発揮できる環境が整備された。タクシンが所属するタイ愛国党 (TRT) はこのような制度の下でタイ史上初議会の過半数を単独で占めていた。ただ都市中間層と農村住民との対立を生み出したのは、この制度下で誕生したタクシン政権に由来するといえる。TRT を率いるタクシンは、自らの勝利提携に農村住民を取り込み、農民負債の返済猶予や村落基金の設立、健康保険の拡充など農民を中心とした低所得者層を支援する政策を掲げた (川中 2022)。このように農村住民を優遇することで票を獲得したタクシンは、都市中間層の反感を買うことになり、これが後の反タクシン運動の動機付けとなる。

このように、1997 年憲法制定後のタイにおける政党システムが安定しなかったことは明らかである。社会的亀裂の観点からすると、タクシンの農民優遇政策と単独政権によって都市中間層の亀裂が反映されない状況が作られ、政党システムを不安定化させた。さらに、タイにおいて軍事クーデタや、憲法裁判所などの司法部門による政治介入といった事象も政党間の競争を阻害する。これらの政治的背景が、公的政治参加の余地が少ない都市中間層の街頭での集合行為を通じた異議申し立てを刺激する環境となるのである。

4. 反タクシン運動における政治的対立構図

反タクシン運動における政治的対立構図として、一方ではタクシン政権と、他方ではタクシン政権に不満を持つ都市中間層が中心となる市民社会、野党、非タクシン系の軍隊、王室とみることができる。ここでは、まだ触れていないタイにおける軍隊と王室の特徴、そしてタクシン政権との対立について述べていく。

まずタイにおける軍に関して、その政治的介入はある程度正統化されてきたといえる。1932年に人民党によって実現した立憲革命後、人民党の内部対立から起こった政治的混乱に対して、軍がクーデタという手段を通じて安定化させた。その後、クーデタを通じた軍の政治介入はしばしば国家の秩序を維持するための手段として位置づけられ、民政と軍政が交互に出現するようになった。この過程で、汚職が政治の不安定さを招く際にも、軍隊はクーデタを起こすことがあり、1991年のクーデタとこの論文で取り上げる2006年のクーデタがその例である。このように、軍隊とタクシン政権との対立は、過去の民政と軍政のサイクルの一部と見なすことができる。すなわち、タクシン政権の汚職問題や世論の分極がもたらす政治の不安定が、軍隊のクーデタによる介入の根拠となったのである。

王室について、1932年の立憲革命でタイの政治体制は絶対王政から立憲君主制に転換し、国王は政治の実権を握らず、執政権も持たないとはいえ、大きな影響力を持っている。まず王室が残っている背景として、第2次世界大戦終結までに列強の侵攻から予防するために王室を残す必要があったことと、1957年軍事政権だったサリット政権は、軍を統制するための正統性の根拠として「国王のための軍」という建前をとるといのように、王室の威信に意図的に維持しようとした（中村2012）。また国王は民主主義の擁護者として位置づけられることもある（川中2022）。例えば立憲革命後の人民党一党支配に対してプラチャーティポック国王は民主主義の論理でその権力に抵抗したり、1973年の学生運動や1992年の流血事件といった軍と市民との衝突の場面では、プミポン国王が介入したことによって民主主義の回復が実現したりしていた。このように政治家、軍、国王という3者の関係はその時々利害によって協力したり対立したりしているとみられる。いずれにせよ、タイにおける王室の影響力が大きく、国王もその地位を維持するために王制に相いれない政治イデオロギーを掲げる勢力、または国王の権威を必要としないほど大衆に支持される政治家の台頭を容認しない。2006年のタクシン政権はその一つであるといえよう。すなわち、王室は高い支持率によって権力の肥大化を図るタクシン政権に対して警戒し、同じ利害関係を持つ軍と協力し、クーデタの実現を促したのである。

5. 汚職取締機関の特徴—国家汚職防止取締委員会（NACC）

タイにおける反汚職取り組みの歴史が長く、汚職取締に関与する機関が多く設置されるが、本稿はタクシン政権時、そして現在まで中心的に汚職取締を担っている国家汚職防止取締委員会（NACC）に注目する。なお、本節で対象とする事例は2006年に起こったものであるため、第1期とされる1999年から2005年までのNACCの特徴を見ていく。

NACCは1997年憲法に基づいて独立機関であり、その人事や予算に関する意思決定についての独立性も保障されている。NACCの主な職務権限は、①公務員の異常な資産や職務上の不正、公務上の職責に反する行為についての調査と裁決、②政治職者とその配偶者と未成年の子の資産情報の提出を受け、その検査と結果の公開、③上院での政治職者の弾劾に際する調査と結果の報告、④③でNACCが証拠ありと判断した場合、最高裁判所政治職者刑事訴訟部に起訴するため、最高検察庁に報告書と資料を送付する、といったことが挙げられる（外山・小山田2022: 209）。

NACC 積極的に汚職取締を行っていたものの、いくつかの問題が指摘される。それは人事に対する政党の介入や裁定の中立性について疑惑が浮上したことである。そのきっかけは 2001 年の総選挙前に、タクシンがチャワリット政権で副首相を務めた際の資産負債報告書で、使用人に名義変更した株式を申告しなかった件をめぐって審議された時である。結果として、NACC はタクシンを有罪と認定し、憲法裁判所に裁定を求めたところ、15 人の判事のうち 8 人と過半数がタクシンのケースを無罪とした。この裁判に対して、政治介入の噂や裁定の公平性に関する批判が寄せられ、NACC と憲法裁判所に対する市民の信頼が下がっていくきっかけとなった。また、タクシンが NACC の人事に介入したという疑惑が浮上するなど、批判がさらに高まった。NACC は後に、自ら謝金支払いに関する規則の改正を行ったことが、独立機関の権力乱用と上院議長によって訴えられ、最高裁判所政治職者刑事訴訟部で 9 名の委員全員が有罪判決を下された。NACC は 2007 年まで機能停止状態に陥ることになった。

第 4 節 分析と考察

本節では、三つの事例の各項目の比較結果を提示し、それぞれの項目が有効な説明変数でありうるのかについて考察していくことを目的とする。

	フィリピン	インドネシア	タイ
運動の指導者と参加主体	市民社会団体、宗教団体、政治家や元政府関係者、野党、経営団体	多様な市民社会階層、専門団体、反汚職 NGO、民主主義を推進する市民社会組織	都市中間層を中心とした PAD、多様な利害関係をもつ組織、タクシン政権に批判的な政治勢力
社会運動を取り巻く政治的背景と政党システム	政治の分極化、不安定な政党システム	比較的安定な政党システム	政治の分極化、不安定な政党システム
社会運動を取り巻く政治的対立構図	野党勢力やカトリック教会対エストラダ大統領の政党 LAMP	KPK、市民社会対警察・検察、国民議会、大統領	都市中間層、野党、非タクシン系の軍隊、王室対タクシン政権
汚職取締の特徴	通常取締を担当する機関は独立し、取締に十分な権限を持つ	高い独立性と強力な権限	政治による人事の介入の疑惑

(表 4) 各事例の特徴のまとめ

(出典) 筆者作成

1. 反汚職の社会運動の構成員と指導者とその影響

まず、反汚職の社会運動の主な参加主体について、インドネシアの事例では汚職に対して不満を持つ市民社会アクターが多数存在し、その属性も多様であるのに対して、フィリピンとタイの事例では参加する市民社会層が偏る傾向があり、それに加え政治と関わるアクターも社会運動に参加したとみられる。つまり、反汚職の社会運動の成功に寄与する一つの条件として、その参加者また指導者は政治的中立であり、反汚職という共通する目的を持つことであると導き出すことができる。

この点は条件として妥当であるといえる。フィリピンとタイの事例から明らかなように、社会運動の指導者や多くの支持者が反汚職以外の動機を抱くことで、運動は異なる方向に進展することがある。最も明確なのは公的政治勢力の参加である。特にタイの PAD に 5 人の指導者が存在し、彼ら

がそれぞれ異なった目的を持って動員していたが、共通の不満であるワクチンに対する抗議に統合され、最終的にはワクチンの辞職を要求する社会運動として展開された。フィリピンでは、エストラダの汚職に対する不満から組織された *Kompil II* という市民社会組織が存在するが、政治的影響力が大きい宗教団体や政治家による関与も大きかったのである。

2. 反汚職の社会運動を取り巻く政党システムの影響

政治的背景と政党システムという点について、インドネシアの事例ではその政党システムは比較的安定するのに対して、フィリピンとタイの事例では、エストラダ大統領とタクシン首相両者がそのポピュリスト的政治動員によって政治の分極化をもたらされ、そして社会的亀裂に沿った安定な政党システムが形成されなかったとみられる。つまり、反汚職の社会運動が成功するためには、安定的な政党システムが必要であると導き出すことができる。

これが有効な条件として成り立つのは、一次的価値である政治参加が実現してはじめて二次的な価値である反汚職や説明責任の追及が実現しうるからである。フィリピンとタイの事例における強権的かつポピュリスト的政治動員によって、一部の社会階層の政治参加が制限されることになった。そのため、反汚職などの政治的価値を主張する以前に、彼らは異議申し立てが可能な環境を取り戻す必要があり、その手段の一つは現政権を後退させ、より政治参加が可能な政権の樹立を目指すことである。インドネシアの事例について述べると、この本稿で扱う 2009 年、2012 年、2015 年の社会運動が成功した背後には、政治システムが安定しており、市民社会の不満が権力構造に影響を与える可能性があったという状況があったからである。ただ、2019 年の KPK 法改正の実現で市民社会が反応するも、以前のような盛り上がりを見せなかったのは、2016 年から顕在化しつつあるイスラーム保守派と世俗派の間での社会的分断が深化しているからである（川村 2022）。ジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）大統領は KPK 法改正案に反対しなかったにもかかわらず、支持率が依然として高いのは、政治的対立軸が反汚職からイスラーム対世俗に移され、世俗派のジョコウィを批判することは、イスラーム保守派に有利に働くからである。

3. 政治的対立構図が反汚職の社会運動に及ぼす影響

反汚職の社会運動を取り巻く政治的対立構図という点について、インドネシアの事例ではその対立は政府や政治アクターと独立機関との間に起こるのに対して、フィリピンとタイの事例では政治勢力間の対立が顕著であるとみられる。つまり、反汚職の社会運動が成功するためには、反汚職を基軸とした対立関係の存在が望ましいと導き出すことができる。

この点が、反汚職の社会運動の成功に寄与する有効な条件である。なぜなら、運動の背景にある各勢力の対立関係が社会運動の性質を規定するからである。フィリピンとタイの事例における政治的対立は主に公的政治主体の間で展開されるため、社会運動が反汚職や説明責任という価値よりも政治的権益の追求に向かわされる。一方、インドネシアの事例では、その対立は KPK という政治と独立した汚職取締機関と、執政機関や公的政治主体との間で展開されるため、社会運動が、反汚職に関する制度という争点がより強く意識される。反汚職と政治は密接な関係にあるため、反汚職を掲げる社会運動では、政治的権利の追求という側面が自然と包含されることが多い。ただし、社会運動を組織する指導者と動員される社会集団の属性、そして彼らはどのように公的政治組織と対立するのかによって、社会運動がもたらす帰結が異なる可能性があるといえる。

4. 汚職取締機関と反汚職の社会運動への影響

汚職取締機関の点について、インドネシアの KPK は高い独立性と強力な権限を持つのに対して、フィリピンの通常取締を担当する 3 つの機関とタイの NACC は、独立性と権限の二つの側面において必ずしも高い水準に達しているわけではない。つまり、反汚職の社会運動が成功するためには、その背景に高い独立性かつ強力な権限をもつ汚職取締機関の存在が重要であるということが推測できる。

汚職取締機関の高い独立性と強力な権限が反汚職の社会運動の成功に寄与しうるのは、それが反汚職の社会運動の生起を促進する効果を持つと考えられる。本稿が取り上げる東南アジア 3 ヶ国も含め、多くの新興民主主義国において、「政治の司法化」という現象が起きていると指摘される（外山・小山田 2022）。「政治の司法化」は、狭義には「判事による違憲審査が政策に寄与したり影響を与えたりする方法」であり、広義には「政治や社会において司法過程や裁判所の判決の存在感が増すこと」と定義される（玉田 2016; Dressel 2012）。裁判所をはじめ、選挙委員会や汚職取締機関も本来付与される役割を超えて、政治的混乱の調停者や選挙の公平性の担保、政治家を汚職の罪で弾劾するなど、次第に政治に影響を及ぼすアクターとして機能してきている。ただ、その活動の質は機関の独立の度合いと権限に依拠しており、十分に独立しない汚職取締機関は政治家の政敵を排除するためにツールになり、また権限が弱ければ汚職の捜査能力が低く汚職状況が根本に改善されないのである。本稿が取り上げる事例でいうと、前者はタイの事例に当てはまり、後者はフィリピンに該当する。こういった脆弱な汚職取締機関という環境では、反汚職の制度改善それ自体が争点として浮上することなく、その機関がどの政治家の汚職を摘発するののかということのほうが争点になる。インドネシアの事例において、強力な KPK の存在は反汚職という争点を政治化し、反汚職の社会運動の生起を促したと考えられる。

ただ、この点は条件として有効ではない場合がある。それは、社会運動が反汚職取り組みの制度的改善を目指す場合において成り立たないことである。すなわち、裏を返せば、汚職取締機関が法的に独立し、かつ強力な権限を行使できるという、反汚職の制度が整備される状態において、社会運動が起こる余地がないと考えられる。そういう意味で、強力な汚職取締機関という点が条件として成り立つのは、インドネシアの KPK の事例で見られるような、汚職取締機関の権限が権力主体によって弱体化されるケースに限るといえる。

終章 全体のまとめ

第1節 各章のまとめ

本論文において、東南アジアにおける反汚職取り組みの効果を検討し、とりわけ市民社会の役割に着目し、反汚職の社会運動がどのような条件において汚職状況の改善に貢献しうるのか分析してきた。

第1章では国際社会、国内政府、市民社会それぞれが担う反汚職取り組みについての先行研究を検討した。国際社会と国内政府が中心的な役割を担いながらも、それらのアクターによる反汚職取り組みは、東南アジア諸国を含む途上国において必ずしも有効ではないと指摘した。そういった上からの取り組みに加え、市民社会という草の根レベルからの働きかけも重要である。とりわけ、民主化を果たした国では、市民社会の意識の変化とそれによる働きかけは、政府に対する政治的圧力となり、反汚職に関する制度改善の着手を促進する効果を持つ。そこで、本稿は市民社会による反汚職取り組みに着目し、中でも影響力が大きい市民社会運動を取り上げ、どのような条件において反汚職の社会運動が汚職状況の改善に貢献するのかを分析することにした。

第2章では、本稿の目的と分析枠組みを提示した。本稿の目的は、再掲すると①東南アジアにおける反汚職の市民社会運動はどのように行われ、また②その効果はいかなるものなのかを検討し、③社会運動を取り巻くどのような条件が汚職状況の改善に寄与しうるのかについて分析することである。これらを明らかにするために、社会運動理論を分析枠組みとして用いた。これまでの現代の社会運動理論の展開は、主に資源運動論、政治機会構造論、フレーミング理論といった三つのアプローチが重視されている。本稿は分析対象の適性とデータの制約という観点から、資源運動論と政治機会を使用し、(1)社会運動の支持者層かつ主導する主要な人物の特徴、(2)社会運動を取り巻く政治的背景と政党システム、(3)運動の連携者または参加者と敵対者の配置構図、(4)汚職取締機関の権限と独立性、といった四つの特徴に注目する。なお、分析対象としてフィリピン、インドネシア、タイの東南アジア3カ国における反汚職の社会運動を取り上げ、比較分析を通じてどの特徴を持つ社会運動が汚職状況の改善に貢献するのかを探ることにした。

第3章では、上述の四つの観点からフィリピンの反エストラダ運動、インドネシアの汚職撲滅委員会(KPK)の擁護運動、タイの反タクシンデモの特徴を分析した。そして最後に比較分析を通じて、(1)運動の参加者また指導者は政治的中立であり、反汚職という共通する目的を持つこと、(2)安定的な政党システム、(3)反汚職を軸とした政治的対立の存在、そして場合によっては(4)高い独立性を持ち、かつ強力な権限を持つ汚職取締委員会の存在、といった条件を持つ反汚職の社会運動のほうが、汚職状況の改善に貢献できると結論付けた。補足として付け加えると、これらの条件のどれか一つが満たされれば、反汚職の社会運動が成功するとは限らず、それらがあくまで社会運動にポジティブな効果をもたらすのである。

第2節 研究の限界と今後の展望

本研究の限界について、主にデータの制約と、先行研究で示された課題が未解決のままであるという2点を挙げることができる。まず、本稿が依拠するデータの多くは二次資料、またはそれらに示される一次資料である。このため、各事例の分析において、分析に必要とするデータが十分に揃っていない可能性がある。ただ本稿は、それら既存のデータを用いて異なった観点からの分析を試みた点で、市民社会の反汚職取り組みの研究の分析視角に貢献できたといえ

る。二つ目の限界は、先行研究で示された課題を、本稿では解決できていないことである。それは Bauhr and Grimes (2014)で論じられ、彼らは、汚職状況が深刻な国ほど、政府の透明性の追求は政府の不正を露呈し、市民社会による制度に対する信頼を低下させるとともに制度改善のための政治参加の動機を低減させ、また不正の発覚は汚職に対する不満を誘発するよりも、政治家の辞職につながる傾向があるとした。この指摘に含まれる政治的背景の前提は、本稿が取り上げるフィリピンとタイの事例によく当てはまることは明らかである。ただ、インドネシアは、その汚職認識度も低いとはいえ、汚職取締の制度が比較的によく整備され、市民の汚職取締機関に対する信頼度も高いのである。このように政治的背景に関する特徴は、三つの事例の間に統一される形で選定されないため、本稿で行われる分析は、反汚職の社会運動を取り巻く政治的背景の条件を示すことができたが、制度的に脆弱な国々ではどのようにして、反汚職の社会運動が成功するのかに関する方策を示すことができないと考えられる。

東南アジアにおける市民社会の反汚職取り組みの今後の展望に関して、本稿の観点からするとその制度的背景が次第に悪化している点で、決して楽観的ではない。その制度的背景の悪化は東南アジアにおける政治的不安定化と権威主義への揺り戻しという傾向である。フィリピンでは、ドゥテルテ政権においては強権的な違法薬物取締で高い支持率を獲得した一方で、反汚職は脱政治化した。現在のボンボン・マルコス大統領は、実父が1986年にエドサ革命で追放されたマルコス元大統領である点で、当初権威主義の揺り戻しが危惧されたが、親米の姿勢や穏健的な統治などで民主主義を志向するとみられる。このマルコス政権において、反汚職のための環境整備がなされるかは今後の注目である。インドネシアは、2019年から顕在化している宗教的保守派と多元主義派の間の政治的分極が現在まで続いているため、反汚職が脱争点化している。これに加え、政府による市民社会運動への対応も強権化してきている。2019年に KPK 法改正による KPK の弱体化という事態を受け、学生運動が行われた。ところが、彼らの要求が拒否されただけでなく、警察に放水砲や催涙ガスをかけられるなど弾圧された (Setiawan & Tomsa 2022)。このようにインドネシアにおける政治機会構造が閉鎖されつつあり、反汚職に対する関心と社会運動が開かれる可能性が低下してきている。タイでは、「反汚職の逆説」が指摘され、軍隊は、汚職撲滅を大義名分とし、政党政治家を汚職まみれであると非難し、司法機関と協力しながらクーデタを正統化する傾向がある (玉田 2021)。これに沿って世論は、一方では軍事政権に反対する学生などの若者と、他方では民主主義を否定し軍事政権を支持する富裕層の少数派と王党派に分断されることになっている。このように、タイにおいて反汚職を主張する市民社会の連合形成が困難な状態にあり、政治的背景も反汚職の社会運動の生起を妨げるのである。

参考文献

(日本語)

大内穂 (2004) 「グッド・ガバナンスへ向けての反腐敗政策」．黒岩郁雄編『開発途上国におけるガバナンスの諸課題』．アジア経済研究所．

大平剛 (2008) 『国連開発援助の変容と国際政治—UNDP の 40 年』．有信堂高文社．

小山田英治 (2013) 「汚職撲滅を阻む要因と促進する要因」．木村宏恒・近藤久洋・金丸裕志編『開発政治学の展開』勁草書房．

小山田英治 (2019) 『開発と汚職——開発途上国の汚職・腐敗との闘いにおける新たな挑戦』．明石書店．

川中豪、鈴木有理佳 (2000) 「支持率低下に悩むエストラダ政権：1999 年のフィリピン」．アジア動向年報 2000 年版, pp. 287-312.

川中豪 (2001) 「エストラダ政権崩壊への過程：2000 年のフィリピン」．アジア動向年報 2001 年版, pp. 291-318.

—— (2021) 「支持される権威主義的反動——世論調査から見るフィリピン政治の現在」．『IDE スクエア』．アジア経済研究所．

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Analysis/2021/ISQ202110_001.html

—— (2022) 『競争と秩序: 東南アジアにみる民主主義のジレンマ』．白水社．

川村晃一 (2020) 『2019 年インドネシアの選挙——深まる社会の分断とジョコウィの再選』．日本貿易振興機構アジア経済研究所．

—— (2022) 「インドネシア共和国—汚職撲滅をめぐる政治権力との闘争—」．外山文子、小山田英治編『東南アジアにおける汚職取締の政治学』．晃洋書房．

木村宏恒監修 (2018) 『開発政治学を学ぶための 61 冊』．明石書店．

木場紗綾 (2022) 「フィリピン共和国—汚職取締に対する市民の意識をどうとらえるか」．外山文子、小山田英治編『東南アジアにおける汚職取締の政治学』晃洋書房．

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) (2021) 「東南アジア諸国の汚職防止法制」．

重富真一編 (2007) 「第 1 章 開発と社会運動—途上国における社会運動研究の視座—」．『開発と社会運動 - 先行研究の検討 -』．日本貿易振興機構アジア経済研究所．

中村正志編 (2012) 『東南アジアの比較政治学』アジア経済研究所．

玉田芳史．(2016) 「タイにおける政治の司法化と脱民主化」．日本法學= Journal of law/日本大学法学会 [編], 82(3), 1569-1593.

玉田芳史．(2021) 「汚職責任追及：何を叩くのか?」．『タイ国情報』, 55(2), 1-16.

外山文子、小山田英治編 (2022) 『東南アジアにおける汚職取締の政治学』．晃洋書房．

外山文子、日下渉、伊賀司、見市建 (2018) 『21 世紀東南アジアの強権政治—「ストロングマン」時代の到来』. 明石書店.

本田宏 (2022) 「社会運動論の再整理 — 政治学の視点から」. 北海学園大学法学研究, 58(1): 1-33.

盛田常夫 (2020) 『体制転換の政治経済社会学 中・東欧 30 年の社会変動を解明する』. 日本評論社.

Nguyen, T. H. (2022) 「今日のベトナムにおける汚職・腐敗問題への取り組み: 新たな模索と課題についての考察」 博士論文. 同志社大学.

(英語)

Arugay, A. A. (2004). Mobilizing for accountability: Contentious politics in the anti-Estrada campaign. *Philippine Sociological Review*, 75-96.

Asian Human Rights Commission (2009) . “INDONESIA: Two activists are accused of criminal defamation by the Attorney General after questioning gaps in his annual budget”.

<http://www.humanrights.asia/news/urgent-appeals/AHRC-UAC-148-2009/>

Batalla, E. V. C. (2015). Treading the straight and righteous path: Curbing corruption in the Philippines. *Asian Education and Development Studies*, 4(1), 51-75.

Bauhr, M., & Grimes, M. (2014). Indignation or resignation: The implications of transparency for societal accountability. *Governance*, 27(2), 291-320.

Beyerle, S. (2014). *Curtailling corruption: People power for accountability and justice*. Lynne Rienner Publishers.

Brady, H. E., Verba, S., & Schlozman, K. L. (1995). “Beyond SES: A resource model of political participation”. *American political science review*, 89(2), 271-294.

Bosi, L., Giugni, M., & Uba, K. (Eds.). (2016). *The consequences of social movements*. Cambridge University Press.

Chen, C. and Weiss, M. L. eds. (2019) *The Political Logics of Anticorruption Efforts in Asia*. State University of New York Press.

Della Porta, D. (2018). Anti-corruption from below. Social movements against corruption in late neoliberalism. *Partecipazione e conflitto*, 10(3), 661-692.

Della Porta, D., & Mattoni, A. (2021). Civil Society against Corruption. *The Oxford Handbook of the Quality of Government*, 290.

Disch, A., Vigeland, E., & Sundet, G. (2009). “Anti- Corruption Approaches: A Literature Review.” Study 2.

Dressel, B. (2012). “The judicialization of politics in Asia: Towards a framework of analysis”. In Dressel, B. (Eds.). *The Judicialization of Politics in Asia*. Routledge, pp.1-14.

Eisinger, P. K. (1973). The conditions of protest behavior in American cities. *American political science review*, 67(1), 11-28.

Fenwick, S. (2008). “Measuring Up? Indonesia’s Anti-Corruption Commission and the New Corruption Agenda” in Lindsey, T. ed., *Indonesia: Law and Society*, 2nd ed., Sydney: The Federation Press.

- Grimes, M. (2013). The contingencies of societal accountability: Examining the link between civil society and good government. *Studies in comparative international development*, 48, 380-402.
- Johnston, M. (2005). *Civil Society and Corruption: Mobilizing for Reform*. Lanham (Maryland): Rowman & Littlefield.
- Kaufmann, D and Kraay, A. (2022). *Worldwide Governance Indicators*.
<https://info.worldbank.org/governance/wgi/>
- Kuhonta, E. M., & Sinpeng, A. (2014). Democratic regression in Thailand: The ambivalent role of civil society and political institutions. *Contemporary Southeast Asia*, 333-355.
- McAdam, D. (1999). *Political Process and the Development of Black Insurgency, 1930-1970, 2nd Edition*. The University Of Chicago Press.
- McAdam, D., McCarthy, J. D., & Zald, M. N. (1996). "Introduction: Opportunities, Mobilizing Structures, and Framing Processes – Toward a Synthetic, Comparative Perspective on Social Movements". in McAdam, D., McCarthy, J. D., & Zald, M. N. (Eds.). *Comparative perspectives on social movements: Political opportunities, mobilizing structures, and cultural framings*. Cambridge University Press. pp.1-20
- McCarthy, J. D., & Zald, M. N. (1977). "Resource mobilization and social movements: A partial theory". *American journal of sociology*, 82(6), 1212-1241.
- Mauro, P. (1995). *Corruption and Growth*. *Quarterly Journal of Economics*, 110(3). pp.681-712.
- Mo, P. H. (2001). "Corruption and Economic Growth". *Journal of Comparative Economics*, Vol. 29, pp.66-79.
- Mungiu-Pippidi, A. (2013). "Controlling corruption through collective action". *J. Democracy*, 24, 101.
- Okada, K. and Samreth, S. (2010). "How Does Corruption Influence the Effect of Foreign Direct Investment on Economic Growth?". MPRA Paper No.27572, Munich University. https://mpra.ub.uni-muenchen.de/27572/1/MPRA_paper_27572.pdf
- Pei, M. (2016) . *China's crony capitalism: The dynamics of regime decay*. Harvard University Press.
- Pirro, A. L. (2018). Screaming at a Wall. Societal accountability from below in Bulgaria and Hungary. *Partecipazione e conflitto*, 10(3), 773-796.
- Quah, J. S. (2008). Anti-corruption agencies in four Asian countries: a comparative analysis. In *Comparative governance reform in Asia: Democracy, corruption, and government trust* (pp. 85-109). Emerald Group Publishing Limited.
- (2017). "Anti-Corruption Agencies in Asia Pacific Countries: An Evaluation of Their Performance and Challenges". Transparency International.
https://www.transparency.org/files/content/feature/2017_ACA_Background_Paper.pdf
- Rose-Ackerman, S., Palifka, B. J. (2016). *Corruption and Government: Causes, Consequences, and Reform*. Cambridge University Press.
- Rothstein, B & Varraich, A. (2017). *Making Sense of Corruption*. Cambridge University Press.
- Scott, J. C. (1972) *Comparative Political Corruption*, Englewood Cliffs, N.J.:Prentice-Hall.
- Setiawan, K. M., & Tomsa, D. (2022). Politics in contemporary Indonesia: Institutional change, policy challenges and democratic decline. Routledge.

- Snow, D. A., Rochford Jr, E. B., Worden, S. K., & Benford, R. D. (1986). "Frame alignment processes, micromobilization, and movement participation". *American sociological review*, 464-481.
- Snow, David, Sarah Soule, Hanspeter Kriesi, and Holly J. McCammon (eds.) (2019). *The Wiley Blackwell Companion to Social Movements*. Second Edition. Hoboken: Wiley Blackwell.
- Social Weather Stations (2020). "Fourth Quarter 2019 Social Weather Survey: Net satisfaction with the National Administration up to "Excellent" +73".
<https://www.sws.org.ph/swsmain/artclisppage/?artcsyscode=ART-20200305221154>
- Tarrow, S (1996). "State and opportunities: The political structuring of social movements" in McAdam, D., McCarthy, J. D., & Zald, M. N. (Eds.). (1996). *Comparative perspectives on social movements: Political opportunities, mobilizing structures, and cultural framings*. Cambridge University Press, pp.41-61.
- Tomsa, D. (2010). "The Indonesian Party System after the 2009 Elections: Towards Stability?" in Aspinall, E., & Mietzner, M. (Eds.). *Problems of democratisation in Indonesia: Elections, institutions and society*. Institute of Southeast Asian Studies.
- Ufen, A. (2008). Political party and party system institutionalization in Southeast Asia: lessons for democratic consolidation in Indonesia, the Philippines and Thailand. *Pacific Review*, 21(3), 327-350.
- United Nations Development Programme (2016). *Evaluation of UNDP Contribution to Anti-Corruption and Addressing Drivers of Corruption*. Independent Evaluation Office.
- Wei, S. J. (1997). "How Taxing is Corruption on International Investors?". NBER Working Paper No.6030.
- Williams, R., Doig, A. (2007). "Achieving Success and Avoiding Failure in Anticorruption Commission". U4 Brief No.1, Michelsen Institute.
- World Bank (1997). "Helping Countries Combat Corruption: The Role of the World Bank".
- World Bank (2000). "Anticorruption in Transition".